

呐喊

5

構改思潮↔生活実利主義を撃て！

'76夏 全国反帝戦線連合

呐喊 五号 目次

I

▲序 V 1

労働域と我等がかくめいの現在 1

公開労働講座総括 5

生活の現存性と思想回路 11

第3回労働講座発言 11

支援者にとって〇〇〇〇の内部問題とは、いかなる課題か 16

争議団支援に象徴される政治的客観性の時代的根拠について 23

実行委 山本一郎 1

神岡 誠 11

浅川 隆 16

反帝戦線光文社闘争班 23

II

大学問題の本格的浮上と時代水準下の集団問題についての提起 45

日大「学費」闘争の終りと政治の壁とは何か? 48

再び、まず聴より始めよ! 48

岡崎 浩 48

青学大闘争報告

福智英彦

52

跋

58

△序▽

- 一、 労働域と我等がかくめいの現在
- 一、 公開労働講座総括
- 一、 生活の現存性と思想回路

第3回労働講座発言

- 一、 支援者にとって〇〇〇〇争議内部問題とはいかなる課題か
- 一、 争議団支援に象徴される政治的客観性の時代的根拠について

Λ序V

我々が党派結成以来、6年の歳月を経て、政治組織としても、構成メンバーの個人々人としても、様々な社会的経験を持つて来ているし、又構成メンバーの出身階層中も拡大し、様々な変化を持つて来ている。ここで抽出したいのは、その経験と場の質であり、それが我々が創り出すものとしての「階級」を主張したものに対し、概念としてのそれを対置した党派思想と最も激しく対立内容ものである。

現在の日本社会は、技術構成の高次化を中軸とした経済社会構成の無秩序的膨化の裡にあり、労働本質と家族本質を概念自体としてとり出すことと、日常の諸編成の中でそれを果すということの落差は気のおくなる程拡大している。我々はこの対象的課題を組織的にも個々のにもΛ社会運動Vや社会の局所の内部で解くことを経験的になし、その水準を公開するプロセスをΛ政治Vの帯域で果すということに全力を挙げて模索して来た。つまり表現域に身を於くが故に、大衆が公開の場ではΛのみくだしVて腹におさめ、個や家族の中では過激にか、心的屈折を残して穩健にふるまうという過程と場の総体を透視し拮抗するために、仮構ではなく、現実の關係場をもつて来たし、もたされて来た。この知的コミュニケーションとは180度異なるコミュニケーションの模索は、70年代初期の沖繩I砂川I三里塚斗争や、それ以降の諸政治、社会運動に於いてためされ、昨年夏以降の、共産党内論争を預点に、一定の勝利を収めつつあると自負してよいだろう。政治を、「政治を相対化する」こととしてつ

くり出すという矛盾は70年代後半期に至り、Λ表現V問題、Λ關係V問題へと収斂して来たことは、日本の革命思想や、民衆運動の一里塚となるであろう。政治を政治として扱うものに対して、我々の非政治、反政治の「政治」は、はげしく衝突しつづけるであろう。

恣意的自由と党派思想の、現実放棄と現実肯定の連鎖の「花」思想が跋扈する中で、我々は更に、關係を、組織を、政治思想の中心問題であると主張する。本呐喊は、昨夏同盟内論争を経る中で、つたない、あるいはしたたかな我々の社会的局所への政治組織の構成メンバーとして関わった軌跡と、政治主張の一集成である。従来「呐喊」のバックナンバーと比較して検討されんことを希う。

労働域と我等がかくめいの現在

始めに

70年夏を迎え、乱世の諸相を日々受感しながらも、政治、主体、

組織、戦線の内的混迷はより深化し、異質な様相を見せている。

世の中の全てのかつて在ったものが、そして今在るものが全て危機に見まわれながらも、その危機の根因が何処からやってくるのか、この心的世界の寒々としたすき間風をどこかでやり過ごす程の余裕もなく、我々はどこへ行こうとするのかを問う以前に、膨大に累積してしまつた課題が山積みされ手もつけられずに立ち止まってしまつたところにもありふれた時代の共時的な「過渡的」現実、更に色濃く、国家も、社会も、諸個人にも区別なく横切っている。

我々は向から始めるべきか。この時代の共時的現実を透視し続けることから。我々は何処へ行かんとするのか。全ゆる擬制的共同性と階級を打倒し止揚していくことに向けて、幻想と関係のかくめいへ。我々は何のような途を歩まんとするのか。我々が好む、好まざるを得ず引き寄せてしまつた集団の内部的せめぎあいをくぐり、相互関係の目立へ向かう細い思想を手さぐりでたぐり寄せながらである。

ここでは、何時の時代でも、初発の契機や政治、思想態度を常に生起する「現在時」において再構成していく政治主体の意志と持続力だけが唯一の武器である。

我々は、組織的には、75年の大半を、三上問題に象徴される同盟内論争の煮つまりに応じて、内部論争の組織化を強いられてきた。

が、76年以降、全戦線での間の内部論争を、政治―組織―運動の側に獲得してきた一定の蓄積をもつて政治的反撃体制に転じ、不充分であれ、労働斗域Vに限ってみても、五回に延ほる連続労働闘争、光文社、教育社、弘済会等への組織的争議支援闘争の取り組み、教労研、自治体労研への持続的政治的関与、関西を始めとする各地

区労研活動の強化―拡充を果たし、一定の組織的力量を蓄積してきた。

現代の政治―組織―主体の課題は、この間の蓄積の延長上で生起している、異質な、新しい社会の共時的現実を「かくめい」へ連関させ、尖端的政治へ露出させていく方位と、政治組織運動として、如何に連帯し、どのように応えきつていくのかという問である。

ここでは、日々我々の政治―組織―実践の根定からの検討がさし迫られ、集団内関係矛盾、諸個人の生活条件の転換への思想態度とプロセスの鮮明化が、状況の側から問われている。

現在において回答すべき課題は全領域をおおっているが、ここでは労働斗域Vという足下の問いを検討しつつ、我々の「かくめい」の現在の課題について検討していきたい。

<1>

労働斗域Vに於ける闘いが向うている本当の問題は、労働斗域Vの問題に象徴化されている。

現象的には強いられている労働斗域Vが社会関係や家族構成からの空間的隔絶感を不可避として浮上させることへの集団としての対処であると思われる。

このことは、ひとつには争議団編成の側に引き寄せられて、自らを含む集団と自らにとっての集団が斗争の行方とは別の、泥々とした日々の日常経験にとつての労働斗域Vの意味を追いつめていく、争議の構成員の側に引き寄せてみれば、生活域にとつて大衆像から更に遠く隔絶するいびつな生活構成への具的方策への焦燥として

現出しているかのようにみえる。

自らの現存性を除外した労働斗域Vとは何か、生活とは何かという問いかけは自らを含んだ労働斗域Vや生活の構成に観念化を強い、物質的保障による時間射程の引き延ばし以外に應える術がないかと立ち止まらせている。

はつきりしていることは、労働斗域V構成員は労働斗域Vをその内部で受容し、反撃する以外に道はないということである。

だがしかし、ここ六年の年若い我々の政治経験に照らし合わせてみても、職場の内外を問わぬ労働者の等価性や、斗争累積体験の共同性という規準は、その構成内部に、全ゆる現存的関係矛盾を解くという内部関係と構成員の側での初発の契機を生活価値の構成へ転倒し得ぬ擬制へ至るといふことは自明であると思われる。

可能な限りの労働斗域V斗争を為し、戦斗体験や思想で結合するという回路は如何にして、資本の分断、支配下の労働者の内部葛藤を如何に超えていくのか、家族からのつきあひにどう応えるのか、労働斗域V―支援―関係利用―被利用関係や同伴者構図を退りぞけるのか。

労働斗域Vを党派政治への昇天化へ、空想的ソビエトへ、階級や革新神話へ、実力斗争へ象徴させようとも、労働斗域V編成の価値転倒を撃つ根拠を生活圏の側から相対化させていく側から、流布されている諸見解の中身のチェックを為していく以外に方法はないのではなからうか。

労働斗域Vと分断されようが、争議状態へと追いやられようが、争議団の存在に拘わらず、生活価値の構成する原基へ、斗争イメージも、争議団の日常も開かずば、制度的日常、労働に私利

害的にせよ、関係的しがらみにせよ、はりついている大多数の労働者の消極的関与をゆり動かすことは感性的にも存在しえなくなつてきているのではないか。

<2>

争議団運動に集団日常矛盾が集中して現われていることに、我々は着目せねばならない。

この尖端的課題を他者の課題として扱いかい、革マルの如く、宗派の認識の問題にすり換えたり、解放派のように、自からの地区共闘等の戦略的枠組に合わせて切るといふ愚や、我が三上の如く、政治理論に従属させ、社会闘争への論理の発明で収奪する対象にまで落とし込めて扱かうことは、不可避に、労働斗域Vにとつての強いられた条件の浮上による敗北か、倫理的断罪か、救済という美名の下、構成員や争議団の共同性への収奪か依存に至ることは自明ではなからうかと思われ。

この段階まで至っている労働斗域Vにおける労働斗域V―支援―関係での問題は次のように転位してはいないか。

つまり、争議団内部構成員にとつての射程は個の内部にあっては、資本の分断―支配―強制の変容にあって常にサイクルが短かくあらわれ、他方で場から逸脱する観念は、「自由国家―資本制社会」という現実の前で行き場のない時間射程の長さとして現出してしまふ不可避である。

ここでは争議団構成員にとつて強いられた争議解決までの射程は、支援メンバーにとつては予測不可能なまでの時間射程のように現わ

れているように思える。

しかし、「争議団構成員」が歴史の舞台から降りようにも降りられず、拒絶していると想定して、支援メンバーは降りない決意や、争議解決までの支援組織、戦線の維持の意志で応えられるのか。課題を共同化しえるのか。

我々は否と応え続けねばならない。

争議団には強制があり、支援には意志的行為の背後で、恣意的日常が構成しうるといふ仮象を撃つことによって、降りようにも降りられない根拠の検証によってのみ相互信頼、規準が立てられるのではないか。

政治実践を行為の共同体験で突き動かした我々は党所属価値さえもつき崩してきた。

政治構想の獲得も、現存的関係域からの生活思想の不可避な世界思想への越境として誰もが負うことから動態的世界を我がものとせねばならぬ。

現下の政治の規準は、現象から日常へ、実践から持続力へ、政治思想から生活思想へ、思想から人間へ、下降することをはっきりさせ、その上でのトータルな世界思想の構成へ連関させ、組み込むことによって始めて抽象的現実との緊張度を有する。

< 3 >

76年現在、A労働域Vへの我々の組織的判断は今だ全組織問題へ架橋しえていえるとは言えない。又A労働域Vへの関与者の側での時代の現実との格闘が今だ共同性と個の接ぎ目、共同性―共同体編成

水準の時代的指標を構想しえぬ過渡期にある。

だがその根拠は、政治党派たる我々が、今だ労働者運動へ関わる際への集団と個の位相が思想問題として十分為しえていないと思われる。

確かに我々は全体的な政治構想をA労働域Vに限っても反戦青年委や自治体、教育、国公労、出版等や職域の後進性等個別分野で広く幻想の書き換えを果たさんとしてきた。それらは今だ不十分であるし、特にA労働域Vを全組織的に評価し、歴史的累積の構造として対象化しえていない壁がまず浮上している。

だが、より問題となっているのは、個体の思想営為と集団、労働者運動と政治集団の回収回路であり、そこでの両者の社会集団―政治集団の区別の次に問われる集団性―組織性―共同性の主体の側でのひび割れ状況への問である。

ここでも検討されざるを得ないのは、価値構成と全幻想構成と共同性―共同体編成へそれを押し上げる経済社会構成を集団疎外の側から扱うことである。

言うまでもなく、労働者は生活する、せざるを得ぬ故に働いているのであり、その団結様式として（歴史的な国家―社会幻想と共同性―共同体編成との斗争妥協産物ではあるが）労組がある。

断わるまでもなくA労働域Vは斗かう為にあるのではない。このこととへの無知が政治の上げ底化、産別運動、総評運動を産んできたのであり、その逆ではないと言ふことである。

ここでは政治集団にとって労働者運動は自らの思想を肥えふとらせる肥料でないし、まして政治的啓蒙の対象でも信仰や共同性同致のそれではない。

公開労働講座総括

実行委 山本 一郎

一 鳥 瞰

ここでは労働講座の表現の水準を確定したり、講座の中で浮上した論争点を解明、整理することを一義とするのでなく、講座表現に向うこちら側での内的モチーフが表現プロセスを通じてどうなのかの脈絡付けを主眼とする。講座設定に向うこちら側のモチーフはおよそ以下であったらう。

① A政治V不在状況下でどこで政治表現を構成するか、何故自己は表現するかという、この世で表現者としてふるまう時だけでも不可避に突きつけられる時代的課題に対する一程の突破の方途として。つまり、戦後ナショナリズム、生産力思想が幻想的生活―社会的生活の双方において変容している現在、表現の対象であり基底であるがままの社会、生活に対してどう自己関係付けることができるか、A像Vとして引き寄せることができるかというのである。それはだれもが共時的にかかえ持っている関係の世界、話し言葉の世界の真相を手に入れ、ここから共同性の課題を押し上げようという回路を不可避としているのではないか。

② より組織的に語るなら早大・インフレ斗争以降、組織的表現がますます困難になってくる中で政治表現の突破、さらなる一歩の踏み込みをどこで構成するのかということである。政治斗争としてのインフレ斗争という私達の視座と運動表現の敗北の関連付けが問

政治集団が構成員各員の意識的必然によって生まれ、状況と場を介した押し出され方から斗かわざるを得ぬ課題を引き受けるしかないように、労働者運動（全ゆる社会的、階層的諸運動も含めて）は自らの生活的必然性に規定づけられ、ある任意の「労働者―組合」幻想に自己を同致させながら、現今では企業枠に終止する他ない。ここでは、政治を持ち込むレーニンの回路を厳密な原理的方法と我々の体験思想をクロスさせ、源泉においては二重に、方位においては、現今の制度的労働と制度組合日常の仮託から落ちこぼれ、だが私的利益や、関係的飢餓から消極的に関与しているという大多数の労働者のバランスシートそのものの流動に着目し、吸引していく職場日常の恒常性の回路を、家族本質と労働本質と状況の反点から問う方途と、徹底して場に回収させようとも為しえない個々の観念を「自由国家―資本制社会」そのものの現実的拮抗へと継いでいくことは必死である。

そして、この斗かいは可能とする前提に於て、斗かわざるを得ぬ大衆の必然条件と我々のそれが激突する場の構成が一義なのである。我々は、内ゲバ政治が有対的政治に引き裂かれていくこの悪い時代にあつて、マルクスも、レーニンの時代もそうであつたように、人々が変わっていく、変わらされていく大衆の生活の核へ、生活の必然条件としての生活圏を現在の政治拮抗場として、そこへの照射角度の差を価値軸の対立と相互透視として為す、非政治―反政治の政治つまり生活日常にしか埋葬せしえぬ政治を浮上させていく方位を世の俗物共の政治の習俗化や、世の聖者共の政治を価値的管為に環元する輩に逆つて我が道を歩む。

われている。現在の政治表現の困難さが時代の過渡性によるのか主
体の過渡性によるのかということではなく、時代状況下における政
治表現の可能性をどう想定するかである。だがどう思おうと政治
はかつて在り今在るといふ立場からは、そして、それに対して
自己がどう関連付けるかということからは、社会的生活内部での私
的生活防衛―恣意的自由の享受という現在の生活―倫理―に歯芽を
かけることも、それと裏腹にある幻想的生活における内ゲバ爆弾を
死滅においこむこともできるものではない。政治表現の困難さが歴
史性と現在性の双方に根拠を持ちトータルであったにしても、その
突破は累積した共同幻想の構造分折や社会的諸運動の実体的深化拡
大にあるわけではない。個体の生活と社会的生活の接ぎ目に、小共
同体編成と包括的共同性の接ぎ目に現在の政治・思想の課題があ
るのでないだろうか。

① 講座表現は語るまでもなく労働者運動に対する政治的啓蒙や
諸組合、争議団編成の共闘を介したソビエト運動やという先験的階
級論や戦略的意味付与の枠の外で設問された。戦後の労働者運動が
どうみても現在の職域の日常・関係が生起させる感性を繰り込
んでいないことは私達にとっては感性的に自明なことであり、この
理念、組織、運動の修正、つまり小党派組合運動論、青婦部運動、
総じて階級的、戦闘的、革命的労働者運動論はいかなる現実性―
も創出することはないと判断している。だが戦後政治―階級的労働
者運動を止揚する方途はトータル性では依然として不鮮明であるこ
とも事実である。諸領域、諸位相での経験を包括し繰り込む受け皿
はもう一歩鮮明にならないという過渡性の中でもかくも、相互の
イメージ交換を新たなコミュニケーションとして形成しようという

う発想を介しているという所にも根拠があったろう。だがより本質
的な所でイメージ交換とはそれぞれの自己主張を突きあわすとい
うことでなく、相手のモチーフ自体の内部にわけいて評価、判断す
るということであるなら、私達の側への繰り込み不能性として問題
とすべきである。内省的に視るなら、かつてそして現在の諸運動に
対する評価を思想的な網打ちによる批判をさらに一歩進めて、時代
状況との関連付けと内的編成の双方において運動を評価するという
深度を獲得することである。例えばこの間の春斗構造の批判にし
ても、春斗構造の止場という時の位置と内容の不鮮明さとして露呈し
ていることの突破である。

② 思想の問題と運動・実践の問題。第二回を「産業構造と賃金
雇用問題」というテーマで為したが、ここでの問題は表現の水準が
どうかということではなく例えば社会分折を産業構造と賃金問題とい
う具合に為していく時そこでの判断、結論付がどう社会的局所で表
出している―賃斗―問題に関連付いていくのかということである。
丸山等のいう日本知識層の理論―実感の円環構造ということではなく、
社会の構造分折、自体的分折の―現実―に着地する構造の想定とい
う意味でどうなのかということだ。おそらく局所における経験的判
断を介さないかぎり着地の条件は想定し得ないと思われが、問題
は経験的判断の準位であると思われる。私達の共同体にあっては局
所における運動表出は依然として集団性と共同性の地続き性として
あらわれる。自由的国家水準とはいえ、社会の内部には様々な規範
が存在し職域内における矛盾の表出は表現への転位の過程で様々な
共同観念に介在されているようにである。経験思想の圧倒的不在と
いう与件の中でおかつ経験的判断を累積する行為を為す以外にな

ことであった。政治集団に属しているとか、〇〇組合の△△とかの
―俗性―をとりはらってなおかつ現在の社会、情況に対するイメ
―ジ交換を成立させたいということである。語るまでもなく、このこ
とは社会像の引き寄せの位相差を無視するということではない。連
続した講座の表現が発言の構成としては、特定のテーマに対して経
験の側から、観念の構成の側から、組織的経験の連続性の側からと
いう三すくみの方法をとってきたのもそうしたことを考慮してのこ
とであった。今回の講座が組織的な表現という位置を持っていたこ
とで、表現の水準が問われるということはあったにしても、私達の主
要なモチーフはいわゆる労働域における政治表現が諸フラク内にお
ける相互交通の不発にみられるようになにかしらの出口のない有様を
わずかでも突破することにありそうした意味においてそれぞれの回
におけるプロセス、実行委の準備過程に重点をおいたのである。

さて以上の様なイメージをこめて為した労働講座は実際のプロセ
―スを介した時、一般的に語るなら自己史の現在を含めた状況の引き
寄せという位相では若干鮮明になった観があるが、社会、情況に対
する判断、共同性の浮上のさせ方、つまり運動、実践域に対する踏
み込みという所ではもうひとつ不鮮明な様におもえる。

二 浮上した幾つかの論点

① 高島氏の発言を巡って。第一回目を「戦後労働運動と官公労
民間、未組織問題」というテーマで為したがここでの相互討論、が
よくかみあわなかった。準備過程におけるつめや、当日の講座運営
という所にも一程の根拠があったろう。さらに高島氏が現在職域の
運動に直接にタッチしていないという位置からの自覚的な発言であ
ったことや、私達が労働域に参与する時、対象としての労働域とい
い。私達の経験的接近と観念的接近のコミュニケーションが相互に不成
立だとすればその根拠はかかる所にある様思われる。

② 露呈したコミュニケーションの水準。

第四回講座に向う過程において実行委で若干の論争があった。第四
回講座のテーマと表現のスタイルを巡っての討論はその背後に現在
的講座表現の可能性の想定という意味をこめていたように思う。つ
まり連続してきた講座表現の中で私達の社会域の引き寄せ上のモチ
―ーフは一応一巡したにもかかわらず依然として共同性の問題が浮上
しない現状をどこで越えるのかということである。私達は現在の社
会の多義性と複雑性からして、例えば―家族―問題等を性表現の現
在性という例に引き寄せその道のオーソリティーを呼べば学ぶ要素
は多大であったにしても、より自己―他者の経験に執着し貧しくと
もそれをコミュニケーションしていった方がよりリアルではないかと
判断した。だがこの場合でも、現在、相互の経験の容量自体が問わ
れており、さらに一歩進めた実践域への踏みこみ、そこでの経験化
を介さないかぎり、私達の目的である階級問題の引き寄せ判断も鮮
明にならないだろうという判断も存在した。第四回講座の表現は私
達のそうしたジレンマをコミュニケーションの水準の問題として指
示したと思う。現在、いわゆる政治域、社会的局所という位相を問
わず、表現しようとするれば孤立を不可避とし、個体の強烈なモチ
―ーフが介しないかぎり不可能であるが、問題はその先に自己のモチ
―ーフ（恣意性）をどこで相対化するか、よって表現としての総体性と
客観性を手に入れるかという所にある。第四回の相互表現は個体の
モチーフの範囲では様々語れるが、相互関係での交通の困難さを浮
上させた。表現の構成以前に私達がほんとうに他者を知ろうとして

いるのかという視座がリアルに問われたのではないか。他者を理解しようという行為あるいは相互関係を集団問題として対象的課題とするということは現在、自然性としてはほぼ不可能であり、逆に語れば、思想の人工性の浮遊がこの辺にあるということであろう。

三 社会判断と対象としての労働

④ 表現の連続性と転位

私達が全共闘運動の経験を背景にしつつ社会運動、政治運動という視座を鮮明にしつつ先験的階級論と戦略的意味付与の枠の外に社会における諸運動を視ようとした以降突き衝つている問題は何か。社会、政治あるいは支援・当該というチームは階級的政治理念が局所的であれ表現の世界では流布されている現在依然として擁護されねばならないにしても、情況的アポリアは対象としての労働というモチーフの浮上に視られる様に若干異なった所に転位していると思われる。

現在の労働域の闘いが日常的な職域関係においては制度的な組合運動の不可能という中であって再度日常的関係がどこで想定されるのかという問題が浮上している。他方、争議・争議団編成にあっては運動の終了過程が実践問題としても思想の問題としても困難な問題として浮上している。それとの関連において、本質的に面々のはからいである当事者運動に対する政治的関与とは何なのかという問題が浮上しているのでないか。労働域におけるこれらの問題の浮上は社会の時代的問題が新たな局面に入りつつあることを指示しているのではないか。

⑤ 情況の底われと浮上した集団問題

社会的諸運動に対する関与という経験的現在において、比喩的に語

以外にないということが社会一職域における日常・斗争の中で鮮明になっている。戦後労働運動あるいは政治的労働者運動の社会の中における解體もこうした所に深く根柢を持っており私達の政治的関与、ないし社会域における政治の浮上のさせ方の困難も又こうした所にあるのではないか。職域の問いが、家族的生活の時間構成と資本の時間に挟撃された所で成立し、主体にとっては生活を巡つての闘いであつたにしても、賃金問題にしろ、合理化問題にせよ、自己の生活の外からやってくる以外になく、階級の問題が介在する以外にない所に闘いのアポリアが現在する。

⑥ 階級的労働者論の未路と闘いの現在

国民春斗の提起は総評指導部の首のすげかえという所で理念的な自己解體をした。彼等が自賛した労働運動史上まれに視るストライキの貫徹と彼等のA敗北Vという認識はどのような内的脈絡を持っているのだろうか。国民春斗の提起と解體はここ数年のインフレ情況の進行という社会の変容とそれにどう抗するかという枠の外にあると思う。たしかにインフレ情況という社会の変化にも一程の根柢を持っているとしても、本当は歴史累積としての社会、職域の日常の側に、それを視ることができない階級的労働運動のチームの中にあるのではないか。現在だれもがかかえている職域におけるきつくゆるい関係、その中で表出する諸問題に対して日常的、制度的組合運動がどの様な対応もできないという断念の上にA共同観念Vとしての産別や国民に乗り移った所で全国最賃制等の国民春斗理念が提起されたのであり、かかる職域関係における表現を断念した時、ますます制度に同致する以外になく、そこでは日共に代表される様に戦後の階級的という容量自体を解體する以外にない。逆に語るなら

るなら個的関与のからうじての成立と組織的関与の困難性という問題が浮上しており、A政治的支援Vとは何なのかという問題が当核一支援というチームを越えて対象的な課題となっている。この背後に旧来的な政治域から社会を視る関係付けるという視座自体が時代情況の側から無効にさせられているのではないか。現在の社会域、職域における階級矛盾の表出は生活を巡る闘いの不可避性と不可能性という骨格を持っている。つまり、生活の個々性と生活をめぐる日常A斗争Vの不可避に被むる集団性の剣離ということである。

職域の中で人を実践に突き動かす原基は実践主体という側では常に不鮮明な要素であるように思う。そして私達はこうした感性を含めて実践の原基と生活を巡る闘いとして想定してきた。旧来的な職域の共同性が拡散しており、同じ職場にいたり同じ組合員であることが相互の行為の原基にならない。この背後に職域の関係を規定する労働(観念)の歴史的な時代水準がある。人間の観念内部における生活と労働の分離は労働に人間の本質的力(生活)の意味を付与するというA宗教性Vからの自己分離の過程であり、現在人は生きるためには働かねばならぬという社会的必然性を除いては、あらゆるA宗教性Vから追放、解放されている。

私達は60年代の生産力思想に最後の労働についた宗教を視てとることができ。おそらくここで、社会の中から生みだされたA共同幻想Vが宗教・法・国家と自己増殖する内在性と時々の社会の利害を繰り込むという二面の内在性がA解體Vを開始した歴史転換があつたのではないか。ともあれ、労働一生活を巡る矛盾はあくまで労働一生活をめぐる矛盾であるということが一層社会の内部で鮮明になっている。生活をめぐる闘いは本質的にA面々のはからいVによる

現在 情況下で共同性の問題をその根柢を問わないかぎり、かかる意味においてあるがままの職域、社会の情況に対する表現を断念するかぎり、構造的な政治だけが現実的であるということとは自明のことである。この戦後階級理念の構造的変容に対する批判潮流が、少数派組合理念を含めて多々あるが、そうした政治は自己の足下での闘い、争議一争議団編成に対して、どのような対応もできないという解體の劇を演じている。私達はそうした戦後国家理念、水準とつるんだ階級論のはてで諸運動に関与してきたと思う。あるがままの世間は職業人としてある以外にないということ自体がかかえもつンギンを共同性の世界に浮上させようという私達のモチーフは世俗的な関係に解體されてしまふ危機をはらみながらも、集団編成自体を対象的課題とする深度において非政治域への切り込みを一程可能にしている。

争議団編成の終りが階級政治と向うのでなく再度、どう職域の日常の中に具体的、思想的に入ることが可能なのかという側で問題がたてられている所に時代の水準が指示されているのではないか。争議団編成にしろ日常的職域編成にせよ、それ自体の内部で終始できる領域を含めて編成自体を相対化する。社会とさしかえする変容の構造こそが一番困難だが時代的的政治問題として浮上している。実践の問題は実践の問題としての指南力と共同性の問題は共同性の問題としての指南力それを可能とする思想容量が問われている。

四 私達の現在

講座表現を含めてこの間の経験で鮮明になってきた要素が自己史と生活圏での判断、何故私は表現するか以外にあるように思う。政治実践、革命のトータル性の引き寄せという所では依然として内

的・外的な壁があるとはいえず、情況（国家・社会）はあるいは累積した人類史を底をみせつつある。共同性を巡る問題が諸々の人宗教性Vから追放され、この世でだれもが組まされる諸々の集団関係が、それ自体として、つまり生活を巡る問題は生活を巡る問題として矛盾が浮上してきたことは私達の社会にあっては新しい要素であるといっている。そうした意味において革命の原基が国家（幻想過程）にあるのでなく社会が歴史のカマドであるという政治思想的には自明のことが、具体的な階級矛盾として表出してきていることは日本の革命運動史上においては驚異的なことである。思えば、日本のあるいは戦後の政治思想は尖端―土俗の枠内で民衆の実践的（立法的）契機をどうすくいあげるかというモチーフであり、人実践者Vとい位相では得体のしれない孤立感にさいなまされたといっている。だが前述のように対象の世界の変容はかかる先世代の政治思想のモチーフを後背に退ぞけている。社会の中からの共同性の浮上のさせ方にしても相互のコミュニケーションにしてもネットワークは依然として経験思想の圧倒的不足にあるとしても、あるがままの社会生活圏の問題が表現の世界におしあげられており、ことをはずして共同性の問題をあつかえば、内ゲバ爆弾以外にないよう思われる。

社会、生活の問題がそれ自体として浮上しているからこそ逆に、個人的生活と社会的な生活、局所における集団編成の問題と社会構成、包括的共同性との連関、はさまにこそ、共同性をめぐる時代的な政治的問題が浮上しているのだ。より講座表現という側で問題をたてるなら、もともと講座表現というスタイル自体は過渡的であるが、それでも今後の構成という所では若干の問題を指示した。現在全情況を映し出すような宗教的なテーマも実践もないがそこでの単位付け

はある様に思う。自己史と生活圏からの共同性の課題の押し出しにしても、職域の運動、実践からの押し出しにしても、もう一歩深度をとっていくことであり、ここでは個体の問題と共同性の問題、あるいは実践の問題と思想の問題に対してより一層明確になっていく以外にない。さらにそれ等を包括的にあつかう側においてはあつかう位置に自覚的になっていくことである。かたるまでもなく社会イメージが結節になっていくが、双方におけるさらなる深度をとる以外に展開された講座表現コミュニケーションの水準を突破することはないだろうということである。

より組織的な所では、前述の様に現在の私達内部の相互関係に対して一程の風穴をあけたことは評価していいのでないか。つまり、ともすれば現在個体のモチーフにとじこもってしまいうような情況があるが自己の経験なりモチーフを他者へと架橋する不可避さの中で相対化され、そこに一程時代の共同性の課題が浮上したということである。相互関係コミュニケーションにしても共同性の浮上のさせ方にしても多義的構造になっている。逆に語るなら時代の耐え方、個々のモチーフは様々あっているが、相互にコミュニケーションさせることを意志的な政治行為とするなら、皆が同じ顔になるということではなく、相互にどこでなにをどう為さんとしているのかの了解は不可決であり、いまここに着目し他者時代に対して目を向けていく所に

生活の現存性と思想回路

第3回労働講座発言

神岡 誠

1

弘済会の方からという形で、それ程長い闘いではないわけですがけれども、そして闘いが現在、一定収束的な局面に入りつつも、なおかつ一応継続しているという中にあるわけで、あまりこの間の諸問題をまとめるといって様余裕がないわけですが、一応私達の闘いの中で出て来た諸問題を私達の側でどう再構成していくのか、その時の再構成の基準と視座を提起していきたいと思うわけです。

豊島区が、区民センターにおけるエレベーターを区財政が危機であるという理由で、契約を解除するという様な事から闘いは始まったわけですが、もちろん本当の所は、私達が度々ストライキをやるという事に対して頭に来て契約を解除するという事もあるわけですが、このような事実的な経過に関しては新聞（叛旗）等に書きましたので、この場では省略させてもらって、闘いの発生の段階、中間的な段階、そして現在の収束を不可避とさせられていくというような中で、私達の内部と、私達の表現の内部で、どの様な問題が出てきたのかという問題があるわけです。

闘いの直接的な契機みたいなものは、自分達に全く関係のない財

政危機という理由によって自分達の職場が奪われていく事は理不尽であり、またエレベーター当該労働者のほとんどが身体障害者であるというところで、なかなか他への転職の道もキツイという生活的不安、又私達組合幹部といわれているような側からの、下請けの労働者運動が常にオーナーの側からの契約や圧力によって左右されてしまい、ありきたりの賃金斗争などもその契約によって左右してしまうという事に対し、どこかで歯止めを打ってきたいという願望がないままになつた形で、豊島区からの合理化攻撃阻止という形で闘いは構成されて来ただろうと思うわけです。

そして一定闘いの過程で、エレベーター業務というのは建物の受付も交代でやっているわけですが、闘いの過程で、受付だけは残し、身分も保証するという形で、金銭的にも身分的にも保障するというむこう側の見解が出てきた時に、合理化自体がもたらす直接的な生活の不安、自分の身分的な不安感というものが一定解消されていく段階で、しかしなおかつエレベーター自動化阻止なんだという、全て保障されたとしても自動化はなおかつまずいという闘いを構成していった時には、合理化がもたらしている生活の直接的な不安や、労働者関係の中で流通する雇用や賃金やという風なものに象徴されるような生活概念を逸脱するところで、そういう賃金、雇用関係に包摂しきれない自分自身の生活感といったものが膨大にあり、それをどの様に闘いの中に表現できるのか、そういう流通する生活の概念をこえたところで、あるところで恣意的なという自分自身の概念が、どのような体制として闘いに表現できるのか、とすることが、ひとつの非常に中心的な課題としてあつたわけです。その時に、支援部分を含めて、いわゆる合理化は悪いという理由

で、区民センターの現場で合理化を阻止しないと組合全体がピンチなんだという理念、そういうものと全く違ったところで、自分達の全く恣意的と言っても良い生活感やそういう余剰な、逸脱していく観念というものを表現していく時には、エレベーターの自動化を阻止する事が斗いとしてどうしても必要なんだという事があったと思うわけです。

2

私達は争議団というわけではなく、ごく普通の組合運動、ビル管理業界という中ではほんのちょっぴり戦闘的かもしれない組合運動というところで今回の斗いを構成してきた。それで、今日の討議のテーマ「家族、職場、組合編成と政治帯域」というような問題をわけすけれども、いわゆる旧来的な組合運動、組合理念、職場編成、職場理念というような中で、理念、斗いの構成の仕方、関係の構成の仕方みたいなものに対する逸脱の問題は、もちろん争議団とか、なんとかという形態がストリートに、余剰な、広い意味での政治的帯域と言ってもいいわけですが、そういうものを生み出すわけでもないし、いわゆる日常的な組合運動、旧来的な組合理念や運動パターンを踏しゅうしていく斗いの場合にも不可避にその事が問われているという事があるわけですね。

現在、組合という理念やそこでの組合というものの規範力が低下していることはおそらく周知の事実ですけれども、そういう時の、例えば執行部内部での動きの問題、組合員個々の動きの問題を含めても、それらは家族編成や自己史の成熟過程をへているわけで、そ

ことの連関で、そういう組合運動自体が既に相対化されているわけだし、そこでその事自体を自分の動き方や家族編成の問題や自己史の問題やという風な、相対化していくという作業を経ないと、日常的な旧来的な組合運動も困難になっていくという事が時代の問題としてあるだろうと思うわけです。

これはどこかの市職が執行委の選挙をやったら全然立候補者がいなくてどうしようもないとかいう事態、それから組合というものがそういう吸収力を持ちえなくなっているという事態の中に見てとれる思う訳です。

もちろんそういう事の内部に、非常に個的に、思想的に情況の核をつかみ出すことはもちろんできるわけですし、その事を思想的な抽象の水準の幅で再構成する事ももちろんできるわけです。

しかしその事は個人の内部で可能であっても、そういう個人が関係している組合運動という範囲の中で、その事をどの様に回収、接地させる事ができるのかという時には、非常にむずかしい、その事が組合運動という範囲の中で共同的な課題として定在させるのは非常にむずかしいという事があると思うわけです。

そしていわゆる争議団、まあ僕自身は経験的、実体的には全然知らないわけですが、例えば解雇問題というものが派生してきた時には、もちろん直接的に自分の生活や、自分を含めた家族の金銭的な意味での問題を含めて対象的に扱う事が個にとっても不可避であり、その事が集団的にも不可避な局面に突入していくという事は、ある自然性の中では当然考えられる事だと思っております。

しかし弘済会の場合には、そういう風な契機を媒介に旧来的な組合運動の範ちやうを逸脱していくというような事ではなくて、ひと

つは非常に外的に課題自体が区役所の側から提起されて弘済会の内部の労働者関係ではもともと全然解答能力のないもので、ちょっとその方をやらねばならないという事があった訳ですけれども、あと組合というものを側でひとつの現場のひとつの職種の問題を、いわゆる組合全体でというような全体性で扱う側での困難性ももちろんあるわけですが、やはり一番大きな軸は、一番大きなポイント、やはり身分も保障される、賃金も保障される、しかしなおかつエレベーターを自動化されるのはいやである、このことに対してはかなり長期的な意味も含めて斗いを構成しなければいけないというように、当該労働者の個人の内部で立てた時に、この事がどこまで僕達が累積させてきた、してきた弘済会の内部における組合運動の累積の中で、どこまで個人の内部の思いみたいなものが、共同的なものとして他者に架橋させる事ができるのか、という時に非常にひとつの大きな壁があったわけです。

おそらくこの事は例えば、裁判において敗北するであろうというように、その意味で市民社会レベルで流通する生活観念とはかなりもともと逸脱したところで構成しているが故に、組合運動の内部でその事はなかなか流通させにくいし、そこでの個人のおもいみたいなものを表現しきれないという、そういう不分明な要素、感性みたいなものが、斗いの一番大きな原動力になるという逆説があったと思っております。

そういう意味では非常に膨化された生活に対する観念や感性が基底にあったわけですが、しかしこの事は斗いの現実的な構成として押し出そうとした時に、流通する生活観念を逸脱していく問題にどうしてもうまく表現を与えられないというか、斗いの構成の

形態を与える事ができないという問題にいつでもぶつかっていたという事があったわけですね。

こういう問題を組合全体でやるという事が、その事を先験化した時にはその事がどの位風化しており、どの位形骸化したものであるかはもちろん僕達自身も自覚している訳ですけれども、しかしその様に逸脱していく事に表現を与える事が非常にむずかしい、この事は当面、個の内部にある思想的な問題、感性的な問題として沈潜させざるを得ないという課題としてしか具体的には浮上させる事ができない問題としてあったらと思うわけです。

3

昨年の10月ぐらいからの斗いの中で、先に述べた様な妥協的な案が経営の方から2月段階ぐらいで出てきた、そういう段階での討論の主要な軸はそういう所があったわけですね。

そうした問題を含めてなおかつ、エレベーターの自動化阻止である、合理化を阻止すべきである。斗いを持続させるべきであるという問題として2月、3月と斗いは一応持続したわけですが、そのようななかで正式の契約も終ってしまっています。もちろん区の委託事業の一部であるので形式的には区議会でも検討し決定するわけですが、区議会も終り、正式契約も終り、依然として区への対応変化をかちとる事ができないという事態の中で、撤回せざるをえないというようになったわけですが、僕達がこの間いわゆる政治運動、政治的な帯域や、いわゆる社会的な運動、社会的な局所における運動という構成の仕方を、とりわけ春斗構造の批判や既成の労働

運動に対する批判の視座の問題として提起してきたと思うわけです。そういう社会的な運動の内部における政治的な帯域の浮上の問題、非常に広い意味での思想的な帯域の浮上の問題、この事はさきほど言った様に種々の局面から出てくると思ひ訳ですけれども、例えば下請労働者の運動と言ってみた時に、非常に下請の場合には組合運動の累積もないし、いわゆる組織率も低いし、自分の属している企業の枠内で処理できる問題が非常に少ないというところで、戦術的にちょっとつとつとすると、旧来的な意味での政治化せざるを得ないという問題があると思ひ訳です。

しかしそういう旧来的な意味での政治化という風な問題では全然なくて、僕達が様々な制約の中でというか、歴史的な諸条件の制約の中で斗いを進めていく時の、思想的に逸脱していくというか、生活観念の問題としても、組合理念の問題としても、逸脱してしまおうという問題に対して、僕達が春斗構造の批判や、旧来の組合運動やそこでの指導的な理念みたいなものを批判してきた視座との連続性の中で、どういう風な表現や、どういう風な理念や、どういう風な運動や組織やという、そういうものを与える事ができるのかという風に立てた時に、いわゆる運動の方針や、組織運営の方針という風なところでは問題が非常に立ちにくい。組合の中で討議しても具体的な処方せんとしては、僕達の思ひみたいなものがなかなか結実しないという様な事がある訳です。

この事はもちろん僕達の側にも問題はあろうと思ひ訳ですけれども、その事は、そういう、逸脱していくという風な問題に対して、ある表現を与えていく、ある共同的思想の問題として心身行動の問題として、表現を与えていくという様な事は、より多く情況の側とい

うか、時代の累積の側での諸問題を、僕達の側でもう一度対象化しないと、その事との絡みで僕達の日々の実践やそこでの感覚みたいなものを対象化しないと、ちょっと再構成できないんじゃないかという感覚を、ずっと持たされて来た訳です。

そういう、ある表現を与えていくという風な事をどういう、内的にせよ外的にせよ、どういう契機を通して結実化させていくのか、させる事ができるのかという問題がいつでも残っている訳です。この事はいわゆる政治思想というか、そういう領域から、情況というか社会的局所のうごめきの様なものをくくっていくという風なやり方も、ひとつの思想的な方法としては当然想定される訳ですけれども、運動の現実性や日々のいろんな諸問題に対して解答していくという側で問題を立てた時には、やはりもう一度そういう派生してきた問題を抽象的に再構成していくという風な事として、もちろん抽象の構成度の水準の問題一般ではなくて、その事がどこまで職場内関係や組合内関係やそういう斗争の持続の過程における様々な内的な関係の問題をどこまで対象的に扱う事ができるのか、という事が非常に不可欠であると思ひ訳です。

この事は別に思想の抽象度、思想を抽象化する時に不可欠であるという意味一般ではなくて、具体的に運動を展開していく、獲得目標を具体的にかちとっていくという側でも非常に不可欠になっていくという風な事があると思ひ訳です。

例えば僕達の今回の問題に関して言えば、エレベーター当該労働者というものは5名いる訳ですけれども、受付も含めて5名いる訳ですけれども、その中の一人は例えば非組合員である、4名はうちの組合員であるという風な時に、4名までは現在の職場にいてもいい

けどあと1名は解雇もしくは配転であるという風に、理事側が立ててきた時に、じゃあその非組合員を追い出せばいいのか、とかいろいろな感覚的な問題、日常的には非常に、組合員と非組合員という風なところで、斗いに参加するのかもしれないのか、とか協力的だとか非協力的だとか、あの人は頭に来るとかという問題である訳ですけれども、そういう職場の内部における関係みたいなものが、ひとつ、組合という風な関係を持たされる形で、日常的な諸関係みたいなものが構成されていった時に、その事が斗争の持続過程の中で、そういう妥協的なところに撤収せざるを得ない、という風に方針がどうしてもいってしまうという時に、そういう職場の内部における関係みたいなものを、どういう風に扱う事ができるのか、そこでの扱ひの基準はどういうところなのかみたいな問題も当然ある訳ですし、それから一応組合という風な側で扱うという様に立てても、例えば動員指令を出しても来るのは10位しかない(もっと少ないかもしれない)、全体でストを打てないから指名ストをやってもこないとかいう風な問題で、同じ組合員なのに何故他の現場の人達はやってくれないのかという風なところでの問題、それから動いているのはほとんど当該労働者と組合執行部を訳すけれども、そういう執行部は一般組合員から遊離しているという風な、非常に皮相的な批判みたいなものも当然ある訳ですけれども、そういう風な批判に対して、

どういう風に答える事ができるのかという様な諸問題に対して具体的に解答するという事は、逆に様々な媒介や大きな迂回路みたいなものが現在要請されているのじゃないのか、組合運動が組合運動としての自足性やそこでの自体的な成立の根拠みたいなものが、情況の側からも歴史的な理念の累積の側からも解体を宣告されている以

上、その事をどこまで僕達の内部につめていくかが逆に言えば、具体的な問題に対して具体的に回答するための、不可欠な条件であるといったところでの問題というものが常にあるんじゃないか、今回の斗いの中でそういう風な事が常に問題にのぼってきた訳です。

4

さきほど言った様に、そういう逸脱していく観念やそういう運動的な感性みたいなものが、ある表現を与えられる事が非常に困難なまま、ある一定の撤収をせまられていくといった時に、そういう風な撤収の中で、ある基準や、今までの斗いの中で経験し累積されてきた感性みたいなものを、再度いわゆる、春斗も僕達の場合これからやる訳ですけれども、そういう旧来的なというか、質的に象徴されるような斗いの中に、何が累積可能であり、累積というか、何が回収可能であり何が回収不可能なのかといった風な基準、僕達がそこでの回収していくという風に問題を立てた時の、そこでの不可欠な条件は何であり、回収不可能な帯域といった様なものをどの様に想定する事ができるのか、その事をどの様な問題として扱う事ができるのかという風な問題としてあるだろうと思ひます。

この事はもちろん僕達が今まで批判してきた、様々な批判してきた様な、組合運動にいろんなイデオロギーをくっつける事やなんかではなくて、そして僕達が一定批判的な思想の問題として構成してきた様な水準を、そういう具体的な斗いの中で、回収可能-不可能という風な基準の問題をどこまで思想的に再構成していく事ができるのかという風な問題がおそらく現在の情況の中における、僕達が社

会的な局所の運動を見ていく時のひとつの基軸になるし、逆に政治的な帯域を僕達が想定していく時に、その事のもつ情況の側からの不可避性の問題や、情況の中でのある変容のさせられ方みたいなものを、僕達のそういう社会的な局所における日常的な闘いの中で、ひとつの指標として、そういう問題としてみていく事ができるんじゃないかという風な問題として、いわゆる日常的な組合運動やそれから逸脱していく問題、それから、ある政治的な帯域を想定した時に、もちろんその事は先験的にある訳でもなんでもない訳です、そういうひとつの構造の問題として、生活の構造の問題としても、理念の構造の問題としても、思想の構成度の問題としても、その事が再度問われてきている、そういう風な問題を通して僕達が社会的な諸運動に参与し、もしくは実践を不可避とされていく時のひとつの視座というか、ひとつの情況のみかたというかという風な問題としてあるんじゃないか、この間の弘済会の闘いを僕なりに見てきた時に、そういう問題が原基的にはある、という風な事だと思いつてます。

うまくまとめられなかった訳ですけども、今日言った様な問題に関しては、再度まとめる形で何らかの方法で報告をなしていきたいと思えますので、今日のところは大体こういう事です。

(この講座の後、4/15 付旗紙109号において「闘いの転換局面をどの様に押えるか」という報告を出している、これも併せて参照してほしいと思えます。)

76・5・23

支援者にとって〇〇〇〇爭議の 内部問題とは、いかなる課題か

浅川 隆

ここ三年に及ぶ私達の労働爭議への支援のなかで、私達が幾度となくぶつかり、その度に自らの無力さに苛立つ思いを何度となく強いられ、そして現在もなおその壁にぶつかっていると考えているのは、全く自明な問題であるとされる「我々は支援者であって当該ではない」「支援は支援であって当該にはなれない」という「現実」である。これは私達が〇〇〇〇爭議に関わり初めた当初に判断していた程度をはるかに上回り、言ってみればここ三年余の私達の支援の迂余曲折やその特異性は、この問題に振り回されてきた過程であると言つてよいかもしれない程である。「労働爭議支援」という「立場」を介したところからの政治表現が、その表現に到る手前でへし折れ、△支援△を問題にする△政治△△主体△のあり様を問う圧力に、主体に歪みをもたらしてきたことは、いろいろなことを体験せざるをえなかったところに表われている。当初の私達の支援メンバーは、問題意識の交換を経る作業の困難さを浮上させつつ△像△交換不能のままを運動の要請から交代してきた。あるいは、支援者からは可視化されない当該の背後に構成される爭議団編成下での日常域へのぞく△活動を当該の日常活動への張り付き△専従としてつくりだしてきた。また、政治的△組織的に問題にした△支援△が個人問題に還元され、私的なモチーフにまで、いわゆる△当該△支援△

問題が圧縮コンパクト化されてきたこともあった。そして、これらの膨化した矛盾の重圧に支援のサポーターという、結果としてはそうとしか呼べない事態へ追いこまれてきたのである。言いかえれば〇〇〇〇爭議支援の私達の現在、これらの試行錯誤をくぐって構成されており、ある範囲では回収できるところと、依然として未回収なところを混在させている交点に実相がある。

この文章では、〇〇〇〇斗争の現在局面で浮上している「就労」問題を巡って、いくつかの問題をとりあげ、爭議支援が私達に直面させる課題を浮き彫りにしていくことを問うてみようと考えている。私達のプラスもマイナスも含めさらけ出せることができれば、思う。

「就労」問題とは

私達が〇〇〇〇斗争がかかえこんでいる様々な問題のなかから、「就労」問題に着目し、それを当事者自体の範囲、支援者へのはね返りの範囲で問うという視点には次のような課題を想定しよう。私達はこの問題が〇〇〇〇斗争の現実的な運動展開の問題として、会社側からの5月就労命令に対する運動の組み立てと不可分の現実的な判断と対応を要請されているピットな問題でありながら、それが当事者の側では主体の混乱、流動化として浮上している状況に眼を向けている。

もともと「就労」問題は、全く自明なことであるが、通常考えられる労組運動では運動上の問題になる根拠がない。ここでは労働者個々の範囲で現実的であっても、労働爭議に於ける爭議団編成を強いられている位相での運動△組織編成と不可分な問題としては表わ

れない。それは爭議団編成を強いられる労働爭議の特異な位相を想定しなければならぬ。すなわち、爭議団運動がある現実的なものとして成立していく過程が、通常の労組運動からの逸脱の道行きをたどることで、その特異な位相を構成していくことに明折でなければならぬことである。これは、「行きはヨイヨイ、帰りは怖い」の童謡の文句に似た問題を主体に強いる。

〇〇〇〇斗争に於ける「就労」問題の浮上は、爭議団化を強いられた労働者の闘いの内部へ、つまり、通常の労働者運動ではあたりまえのように処理されている日常範囲の△個々の生活△△労働者相互の関係△が問題になっている象徴として、私達は考えている。労働爭議の決着のつけ方が、落語の落ちに於て「東アジア革命と結合していく」戦略との結合だとか、「反合」△斗争の貫徹が完全勝利であるとかのところにあるわけではなく、非日常の爭議団編成での日常範囲を扱う試行錯誤から、△非組社員△を含めた企業の労務政策を問題にしていく運動の構想と経験の交換から決められていくという方向での現在の課題としてある。

当事者における「就労」問題

支援としてある私達から〇〇〇〇当該労組員の「就労」問題についての扱い方、あるいは「就労」問題を扱う△像△を再構成していくことは不可欠であるが、しかし非常に難しい。それには幾つかの理由が考えられる。その最大のものはこの就労問題を巡っては、71年暮の爭議発生来毎年の組合定期大会で「スト継続か、就労か」の論争を呼び起こしてきたのであり、そこでの論争が未結着のまま「多

「教決」で組合方針を決定し、方針確定によってこの論争に結着をつける、という架構の解決によって処理してきた累積を背後に有していることがある。私達は、これに「多数決方式」をもって方針を決定していること自体をとって批判したいのではない。この論争が、そして、現在の会社からの就労命令への対応を巡って、より錯綜した様相を呈する状況下での「就労」を巡る論争が、結局論争によって問題点を明確にし、全体の方向性を探っていくことの基盤自体が底割れを起しているところに着目しているのである。

四年のストライキが実際はネットライキ状態であり、〇〇〇は組合との争議を続けている間に、××産業として発展し、企業編成水準の高次化を、下請体制への合理化等として転換してきている。他方で、本年一月の72年の組合員十名の解雇は不当労働行為であるという判断を得て、四年間継続してきたスト体制を解除し、就労斗争へ切り変えてきた〇〇〇労働組の転換も、バックペイ抜き地労委命令とインフレ不況下でアルバイト体制での生活維持の困難さを、非解雇者十九名の賃金仮処分請求として当てこんだ苦肉の策であった。そこでの転換は、四年間のスト体制「ストか、就労か」の論争について、主体の内在的なプロセスとしては、対象化され回収されているわけではない。昨年9月の状況判断にもつづいた、アルバイト総引き上げ一全員専従化体制が、早期決着を不可欠の条件としながらも、しかし、そのような思惑通りに事態が展開せず、足下の財政一生活問題から、崩れていく事態に直面していく状況下で、就労問題が「スト一就労」論争のくり返しとしてもちあがっている。しかも、会社からの5月就労命令一組合員七名の事後逮捕という、組合が当てこんだ賃金仮処分裁判をけん制する新たな会社側の攻勢のなかで、

ているのである。他方での、就労を強調する見解は、前者の見解がここ四年のなかでの「スト一就労」論争の枠内でのストを強調していく流れに位置し、それは就労を強調する見解が個々の労働者の争議団編成（アルバイト方式等）による生活的不安定、経済的矛盾の受容に対して、私的利害の強調による矛盾の解決を目指していることを排除しているところを問題にしている。つまり、「スト一就労」論争として累積され未解決のまま放置されている矛盾とはストの強調が、それを強調する本人にとっては積極的な要素を構成しているが、他方では、不可避な当該労働者の足元、日常生活圏からの関係的・経済的なアツレキに対しては、組合がスト中であることから耐えることでしか対応づけてこれなかったマイナスの要素を構成しているのである。スト解除と会社の就労命令を契機に足元の財政的逼迫、生活問題は前面に浮上し、それは従来、組合のスト体制下で、表現の場を失っていた個々の労働者の自己表現として出初め、その内容が就労方針として出されているのである。多分、就労問題を強調する労働者には、今次争議が労働編成をとって展開されているところから生じている「行動する人」「しない人」「発言する人」「聞く人」などで表れている関係的不均等性の矛盾が、社内に入ることで克服されていくことをひとつは想定しているのではないかと思う。

経営者との闘いを強調することが下半身の個々の労働者の生活問題を浮上させ、それを集団問題として何らかの方法で開き解決していくことが問われる。が、〇〇〇労働組に於けるこうした個々の労働者の下半身の諸問題を扱う仕方が、従来、スト体制による組合決議を優先させ、集団編成上では生活問題を生活していく為には最低

より複雑な条件を介して論争を前面化しているのである。

こうした経緯のなかでの論争は、一方で「社内に入ったら何もできなくなるし、争議にケジメをつけないままの就労は、社内労働運動のみならず自己の闘い根拠自体の解体を招く。社外での展開に特効薬があるわけではないが、しかし、ここ四年間の帳尻を合わせるためにも外で闘う」という主張と、「バックペイ抜き、仮処分延びの事態のなかで、アルバイト方式による争議団編成持続は難しく、先細りが眼に見えている。就労は仮の姿、つまりバイト就労として考え、社内での運動で争議を解決していく闘いしかない」という主張に分れている。更に後者は、ここ四年の主体の評価によって、社内での争議解決を志向する意見、争議解決を断念し一から組合再建を志向する意見、争議の先行きの視えなさから、とにかく首だけはつながらずとして就労を考える意見などを抱え多様である。

私達はこうして表われている就労問題への諸発言が、会社側の就労命令に対し、財政事情の逼迫を含んで、いかなる闘いを展開していくのか、としてあらわれていることと、他方でこの情勢への判断が主体の現況を介して方針問題へ結ばれる位相で、全く相互了解不能な対立した判断を生みおとしている箇所注目している。大きく分けてみれば、一方で、社外での争議団編成を軸に就労していく条件を闘いとしていく運動として就労斗争をイメージする見解は、争議が全くの未解決状態であり、現時点で社内に入ることは労働運動の解体を自ら招くことになる、という主体状況への判断がある。三日も四日もかけての三役選挙の難産、全員で決めたことが特定のメンバーでしか実行されない、会議とバイトはやるが行動には参加しないメンバーなどの、当該労働者相互の関係のあり様を問う

いくら必要か、という経済問題でしか扱ってこなかった累積に直面するのである。経済問題で浮上する範囲は、その前提を組合編成レベルでの等価な主体を前提としている。個々の主体が同じ生活様式と時間構成を行なっているという想定で、争議団編成の下半身の問題には個々の主体の問題として扱い、個人問題として、集団編成上には浮上させない、経済問題の範囲を越えては扱わないという原則がここに想定されているのである。

組合全体で就労しうる条件を克ちとっていくまでは争議団編成で闘うという見解は、個々の生活、相互関係レベルでのリアルな個々人の問題を、集団問題に浮上させれば、組合の解体を。逆に、浮上させず不問にすれば、個々の主体が自己解体するところへ追い込まれていることを、本当は問題にしたかったのだと思う。

これはしかし、〇〇〇労働組では集団編成上のレベルで経済問題の範囲でしか了解されず、その了解は個々の労働者の生活圏の多様性、多義性を個別性として浮上させず、等価な主体へ擬制化されてしまうように写ってしまうのである。そこでは、生活の個別性が集団編成上では差別性として表われ、その矛盾を自己倫理で統括する矛盾を個々に強いることである。

本当は個々の生活の多義性は当然であり、それが、集団編成上では差別性として表われることが排他性として写ってしまう集団編成や運動の組み立て方が問題である。「就労が不可避だ」、という判断はこの問題を、個別的に問題にしているところを、組合全体の問題として提出されていることによって「争議解決の不可避性」と表と裏の関係にあると思われる。本当は、生活上の問題は個別的に訪れその解決は個別的になされる以外にない。〇〇〇労働組での累積へ

の批判的な要素を絡めてしかここを問題にすることができない矛盾が、個別の生活上の問題を個別性としてでなく、労組の問題という仮構性を伴って表現されてしまうのである。

〇〇〇労組が直面しているのは争議団編成を強いられた経営者から労働者の個別利害を防衛する闘いを、一企業内部での労働者の闘いとして共同的な回路を問うているところでの集団問題に激突している。個々の生活や相互の関係をどこで、どうやって扱うのか、その規準は、として現在直面している。

支援者にとっての就労問題は

支援者である私達にとって前述した問題は教育社労組の内部問題という関係にある。が、〇〇〇斗争では、支援が当該に方針を出すという当該支援関係の転倒が、当該が自分達の内部問題を解決できないうことからくる無方針状態のなかで起こってしまっている。私達が現在着目しているのは、当該の内部問題である「就労」問題を巡る労組員の論争が、会社の就労命令に対し、「争議解決の不可避性」を問題にする労組員と、もう一方で「就労の不可避性」を問題にする労組員の相互の間で、ほとんどコミュニケーションが成立しない事態が現出しているところにある。前述したように、現下の〇〇〇労組員の諸論争は、「争議解決の不可避性」が労組員の下半身で直面している生活上の問題を繰り返すことが問われ、他方での「就労の不可避性」が、争議解決を共同的な回路を問題にしていく運動レヴェルでの集団編成を問うている。が、いずれの主張も、ここ四年間の過程を身ゼニを切り、生活的には四苦八苦してきた体

が組合的政治の水準にしかないとをさらけだしているのである。すなわち、〇〇〇斗争で現在浮上している「就労」問題は、「バックペイ抜き」の地労委命令、賃金仮処分裁判の遅れなどの事態を新たに付加させた状況での労組表現という仮構をとって顕在化した争議団運動での下半身状況の露出であって、現在の課題の所在を示しているのである。「就労不可避」論を導きだす「政治」は、教育社斗争の下半身状況の露出に目をつむり、制度的な労組編成へ事態を解消することで、社会的現実の修羅場から彼岸の世界へ労働者運動を落としこめるシロモノでしかない。

現下の〇〇〇斗争に於ける課題が、労組表現一編成への集団的疎外を不可避にせしめ、個々の労組員が直面している状況にあって、その問題が個々の労組員の生活圏からの圧力として訪れている事態を、支援者である私達がどこで、どのようにして扱っているのか、その水準の確定こそある。屋上屋を重ねるに似た〇〇〇斗争に於ける当該支援関係が、「動員数の確保」と「〇〇〇労組の看板」を相互とした利用一被利用の関係にある現況こそが、政治が利害性に還元される情况的「政治」の現在である。現在状況での労働争議に於ける当該支援の共通な「場」の構成を問題にする「へたたかい」が、従来の政治の解体を直視することから、その次への試行が現在の私達の課題である。

私達は〇〇〇斗争に於ける労組表現に正直なところ心をひかれたことはなかった。が、支援者にとっては〇〇〇労組の内部問題である事態に、私達の眼は向いたし、それを、政治組織に所属する私達の足元の問題と酷似している事態に着目してきた。私達が「就労」問題を象徴にとりだそうと考えている〇〇〇労組員の集団的疎

験を通した上での個々の労組員の「像」を喚起させず、どちらからも相手が視えないところでの一方通行でしか論争が進展していないのである。〇〇〇斗争に於ける当該支援関係では、当該労組で決定された方針を支援共闘会議で討議し支援行動を組んでいく構造を介して支援者レヴェルでの活動が提起されていく。が、「就労」問題を巡っては、まず当該労組員相互で共通の「像」を構成しえてなのままに、多数決方式で労組の方針が決められ、支援共闘会議へは労組決定の方針として提案されるといって構造を介しているために、支援者は当該労組員とのコミュニケーションが全く断たれたところでの討論を強いられているのである。当該労組員自体が、運動のプロセスの掘り起こしから方針を決めていく構造を失ない、労組決定に従うという個々の労組員の生活的、関係的な位相での矛盾を集団編成へ仮託することで擬制的な解決様式（「集団的疎外」）を不可避としてしまう外ない状況こそが透視されねばならない。ここに盲目であるから、例えば先行的に支援者から「……部分的妥協部分的敗北という屈辱を、就労後の闘いの継続、展望をもって打ち破り、結局は実力斗争で全面勝利していくしかないのである」（1976・5・X「社青同〇△X支部 〇〇〇斗争の路線の整理と現局面での戦術確定について」より）という具合に、当該労組員に早々と争議收拾を呼びかけ、「就労後」を語る愚が思い入れたっぷりに演じられてしまうのである。支援者レヴェルでも、例えば労組活動家は、現下の就労論争を財政問題から強いられている結果として判断し、経済的な援助を考えるなどで現況を運動として克服していくことを一義に置いている。にもかかわらず、党派構成員が、財政的な逼迫を根拠に「就労不可避」論を前面化する事態は、そこでの「政治」

外を不可避とする壁の所在を、私達は、私達自体もまた生き日々の暮らして追われる家族や職場における、同時代的な課題への直面として浮上させる共同的な帯域のデッチ上げから問わんとしているのである。

叛旗

第8号

FED. 1974

B 5版 / ¥ 600

三里塚闘争の現段階

—我々は八戸村選挙Vを許さない!

—木の根叛旗現闘

早大闘争と学生運動焦眉の課題

—共産同学対部

資料

①早大學生運動の革命的再生に向けて烽火をあげよ
—西北地区反帝戦線早大派
②「クローンニュタット」特別号—同

ニチバン移転・諸闘争の総括

—斉藤 進治

「国家民衆共同性」の歴史像

—立花 薫

死すべき権力と共同性の行方

—神津 陽

再びわれら過渡期の途上にて

—三上 治

戦後革命運動の鞍部と拠点

—党派抗争と権力構想—

—三上 治

生活圏の変容とかくめい

—集団的疎外と日常価値—

—神津 陽

支配の危機と情勢の旋回軸

—インフレ闘争の前進のために—

—共産同政治局

叛旗

第9号

JUN. 1974

B 5版 / ¥ 400

争議団支援に象徴される政治的 客観性の時代の根拠について

反帝戦線光文社闘争班

そのI

(1) 政治的課題と争議団支援課題の相互転換性と不可避性

なぜ政治的課題の直接性ではなくて、社会過程における特定の争議団支援を強いられるのか。このような問いはたえず一貫してわたしたちの支援方法の思想的視座を揺さぶったといってもよい。争議団支援よりも政治的課題の闘争形態を選んだほうがよいのではないのか、社会過程における特定の争議団支援の総和をいくら積みかさねたところで、それはそれ以上でもそれ以下でもない。それからいいたい何を抽象しようとするのか、という具合に。

これらの疑問は争議団支援を経験的に深めるにつれてますます拡大され、そのたびに政治的課題と争議団支援の關係の構造についての考察を強いたといってもよい。この關係は争議団運動内部の論争や討議の準位は時間的にもそんなに変化していないのに、ただこちら側の支援視座が構成転換するにつれて多様な境界領域の設定や關係意識の意味づけをなさねばならぬところに追いつめたといえる。

以上のような問題意識にもとずいて、まず争議団支援にともなう準位の交質過程について時間を追って再構成してみることにする。簡単な素描として①②③の三つの段階を想定してみることから論をすすめたい。

① 何はともあれ支援してしまっただけという準位がまず相当長期間にわたって想定されうるだろう。支援の具体的契機は多種多様であるので特に記さないが、政治的課題にとって争議団支援が多義的な意味があるのではないかといった構想の段階である。第一義としては政治的課題の準位はこうであり、争議団運動(労働運動)の準位はこうであり、しかるがゆえに両者の領域の共通性と孤絶性はこのようなところに設定されうるといった大枠の構想が主要な支援の方法視座となっている。それゆえ政治的課題と支援課題の準位の異質性は了解していても、争議団運動自体の領域についてはあまりつかまえていない。

② 当然のようにつぎの段階は政治的課題の直接性は後景にしりぞき、争議団運動自体を対象化しえる時期が想定される。社会過程における特定の争議団運動は労働運動総体にとって個別の労働運動にとつて、あるいは労働運動から争議団運動への転換過程にとつて、どのような内容と位置を占めているのか。支援視座も、争議団編成の枠組をこの闘争領域の最上位の共同性の質として規定し、この内部にどのような他領域の共同性や個人的契機が介入してくるのかをめぐって、主要には争議団的な水準で派生する「政治的課題」(観念的課題)をどう対象化し相対化するかに焦点をあわせるとおもわれる。

③ 最後には争議団運動内部における構成要素、つまり特定の労働

組員対二組員、経営者、特定の労組員対支援者、特定の支援者対わたしたちなどといった各々の個別的な境界領域におけるそれぞれの関係意識にもとずいた具体的な闘争路線や組織編成をどうするのだ。といった段階へすすんでゆく。そこでは第一義として当該労組員に与るべき主要な課題はどこにあるのか、労組員と支援者の共通の課題はどこにあるのか、支援者自体の課題はどこにあるのか、そして支援者とわたしたちの共通の課題はどこにあるのか、というようにその各々の境界領域と準位をはっきりさせると同時に、その内部においてはいずれより深化させたかたちで問題提起と実践をなさなければならぬ。

右記の①②③はたんなる時間的な経過を意味しているのではなく、どのような準位で支援視座が象徴されていたかということである。①の準位であったにしても、もちろん②③の問題意識も介在していたが、より実践のイメージとしては①で象徴され、②③は構想のイメージでとどまっていたというのである。わたしたちも不可避に時間的には長短はあれ、水準的にはどうあれ、一定の構成段階における①②③を経過せざるをえなかった。実践のイメージとしては①②③をより具体化したかどうかはべつ問題としてもである。ここでは①②③の一定の構成段階における準位をすべて構造的に包摂したかたちで主要には①の領域に象徴させて、現段階におけるわたしたちの支援視座を提起してゆきたい。

問題提起としてはより幅広い層の討論に耐えられるように根柢的かつ本質的なものであるほうがよいだろう。もちろん最初でかつ最後の問いは前述したようになぜ現在、政治的課題の直接性ではなく、特定の争議団支援の課題を政治的課題の逆説的表現として対象化せ

放されているかどうかはまったくべつの問題である。むしろ国家が自由的国家であり宗教から解放されていることがかえってその諸前提として、特定の社会、生活過程における個人内部に宗教性を転化させてしまったともいえる。特定の個人の人間の解放が同時に政治的国家からの自己解放という関係にいたらなければ、宗教の廃棄（現在の法的規範の廃棄）は想定しえないだろう。

⑧ 自由的国家が宗教を特定の社会、生活過程における個人内部の恣意性に転化させたことは、同時に現実的な関係としてみれば特定の個人と特定の個人の関係において、社会的諸関係の差違や差別の拡大として表現されざるをえない。自由的国家が特定の個人相互を平等な政治への参加者というときは国家自体としては特定の個人相互の出生、身分、教養、職業などの差別を廃棄しているが、それはあくまでも国家水準であって特定の社会、生活過程においてはむしろそのような区別や差別を私的利害として保障し、各々の特別な本質を發揮しうることをすこしも妨害しない。私事としての区別や差別と対立し、また前提としてのみ国家は普遍性を獲得するのである。

④ 特定の個人と個人における利己的人間の権利はどのように保障されるか。それは「私的所有」の擁護であり、「自由、平等、安全」という人権の保障である。自由とは個人相互の結合を意味するのではなく分難と疎隔の権利であり、局限化された個人の権利である。いまだ現実的な類的存在ではなくて、特定の個人の利己的権利を至上のものとして認めようとするものである。各々の関係において自由の実現ではなくてその制限をみいだすものであり、この利己的自由も政治的枠組と衝突するやいなや本来の自立性を制限されてしま

ざるをえないかである。この問題意識に接近するために、まさしくこのような諸課題を根柢的かつ本質的にとりあつかっているマルクスの「ユダヤ人問題によせて」を、わたしたちの現在の問題意識に抵触しうるような範囲で再構成し、そのことにもとずいて現在の政治的国家的構成転換がどのように相互転換され、かつ不可避であるのかの根柢をさぐってみたい。以下、「ユダヤ人問題によせて」を問題整理してみる。

① 政治的革命（封建制からブルジョワ民主制への過渡性）とは政治的国家的構成転換のことであり、このことの基軸は社会、生活過程の構成諸要素をどの準位まで解体し、またその内部に付着している政治的性格をどこまで揚棄しているかどうかである。政治的革命は特定の個人の社会的諸関係を単純な構成諸部分に解体し、そのことによって私的利益とか私的権利を擁護する利己的個人に局限化してしまふ。このような社会、生活過程における特定の個人の生活活動や生活状況は自然的人間として発現せざるをえないが、この特定の個人と特定の個人を律する規範は自然権であり、この自然権は公権とは区別される人権のことであるが、これは自由的国家水準においては利己的人間の権利、局限された個人の権利として表現されざるをえない。

② 政治的國家が十分に發達している自由的国家水準における宗教的問題は、國家のその内在の本質におうじて、つまり國家自体が宗教から解放されている度合いにおうじて、社会、生活過程の問題に転化してしまふ。そしてそのときにこそ政治的國家の批判、國家それ自体への批判へとむかう。國家自体が自由的国家に転換しても、同時にその内部の特定の個人が宗教（現在の法的規範）から解

り。自由的国家における自由とは、國家自体が「自由、平等、安全」を保障しても、特定の個人相互においてはすこしも本来の自由から解放されない。むしろ利己的自由を恣意的に發揮せざるをえないために、他人との関係では自由の自由（非自由）を強いられる。このような特定の個人と個人における無制限の利己的自由の自由（非自由）の矛盾の累積を解消させるためにこそ、理念としての仮象の自由的国家の普遍性を疎外せざるをえないのである。

以上、「ユダヤ人問題について」の主旨を要約したが、これはたんなる要約ではなくて、あくまでも現在の、情勢的課題として抽出したのである。つぎに現在の政治的國家的構成転換を、基軸としての特定の個人内部、個人対個人の社会、生活過程における解体過程から素描してゆきたい。

(2) 戦後政治的國家的構成と基軸としての特定の個人的諸関係の構成転換

特定の個人内部の總体的な觀念領域はどのような準位で政治的國家的構成を自己的な「政治的國家」像として措定するのか。このよるを問いの仕方だけが政治的國家を相対化（無化）する視座である。あたかも人間的な自己解放の準位と政治的國家からの自己解放の準位が同水準で想定されるとき、政治的國家自体が死滅するというように。自己的な「政治的國家」像を特定の個人がどのような關係意識でよびこんでいるかは個人相互間では差別であったにしても、ただ「政治的國家」像を自己意識として特定の個人内部の觀念領域によびこみ、この自己意識としての「政治的國家」像の入射角と反射

角を容易に分離できぬ以上はいつでも理念的に表象される共同意識としての政治的国家に疎外されざるをえないことは普遍的事であるとおもわれる。そしていったん普遍性として国家が成立してしまえば、今度は自己意識として了解するのではなくて、反自己意識としての先験的な政治的国家に変質してしまふ。

自由的国家といつても、その「自由的」「自由主義的」なる概念もあくまで情況的、過渡的な意味しか保有していないがゆえに、「自由、平等、安全」なる人権宣言も絶対的な保障などありえない。また自由的国家といつてもその各々の国家内部に適用してみれば、その国家特有で独自の累積水準に対応した国家水準しか保有していない。あたかも「象徴」としての天皇制を条文化した自由的国家も存在するという具合に。

政治的国家の構成の歴史のかつ現在の展開といった場合には、わたしたちは国家の内的本質としての法的規範の表現史の水準まで抽象しなければならぬ。自由的国家水準の法的規範の表出意識を展開基軸としながらも、もう一方では法的規範は社会、生活過程における特定の個人内部、個人対個人、個人対環境の關係意識の構成転換からも多様な変質をこうむるはずである。法的規範と法的規範との關係性がどのような政治的国家の構成として共同的秩序を想定しているかであり、かつそのような法的規範がどのような現在の社会的、個人的諸關係の表出意識と対応しているのか、対応していないのかである。

たとえば戦後端緒期と現在とでは法的規範（憲法条項）の表現はすこしも変化していない。それにもかかわらず現実的な特定の個人内部、個人対個人、個人対環境の關係意識から派生する法的規範の化や経済的社会構成の膨化、企業共同体の独自性などがあげられるが、しかしそれらは相対的独自に自由的法的規範の表現はマルクスが『ユダヤ人問題によせて』で提起したような固有の展開基軸を保有している。この展開過程はあくまでも自由的国家（「象徴」としての天皇制を包摂した）であつて、国家自身が「自由、平等、安全」から解放されても、社会、生活過程における特定の個人的諸關係の本来的な「自由、平等、安全」を保障するものではない。

この自己展開を可能にした現実的契機は特定の個人的諸關係から派生する法的規範の表出意識が表現との多義的ではあれ一定の対応をもつたということである。この場合には多義的な対応性自体が問題になつてはいるのではなく、私的に差別性を強いられる「自由、平等、安全」の概念をどのように個人の内部の連続的側面から自己統括していくかが主要な課題であつた。表出意識と表現との多義的対応、「自由、平等、安全」の多義的な解釈可能性と現実的な非自由は、法的規範の自体的展開に「仮構性」や「人工性」を強いたといつてもよい。また法的規範と特定の關係意識から派生する法的規範が逆立ちしたまま自己展開しているため、かえつて法的規範の恣意的な一義的解釈を許容する基盤が成立したともいえる。

現在の政治的国家の構成はどのような準位に想定されるか。おそらく法的規範の内在的展開はさらに「仮構性」や「人工性」を強いられたといつてもよい。法的規範を自体的に展開しようとおもえば「仮構性」「人工性」としていったん秩序化したものをもう一度さらに擬似的に「仮構性」や「人工性」を累棄しなければ法的規範として展開させることが困難になつてはいる。つまり法的規範を行使しようとおもつたら恣意的、差別的解釈だけでは不十分であり、す

表出意識はそれこそ戦後三十年の幅をとつてみても多重的な構成転換をなしているとおもわれる。そしていくら多重的な構成転換をなしても、すこしも自由的国家の法的規範の水準におよばないといえる。このような社会、生活過程における個人的諸關係からの法的規範の表出意識と表現された外来的な自由的規範の複雑性こそ、自由的国家の前提であると同時に、また揚棄されるべき前提でもあるのだ。

戦後端緒期の法的規範は法的規範自体としてはいかようにしても構成的な時間秩序を展開しうることができなかった。特定の個人的諸關係の關係意識から派生する法的規範の表出意識は表出意識自体としても表出と表現のあいだの關係の構造の対応性をまったく統括しえなかつたとおもわれる。個人内部、個人対個人、個人対環境の關係意識において、ある準位の關係意識の強さや重なりはこうであり、べつ準位の關係意識はこうであるといった表出意識を統括する判断基準が解体してしまつたといえる。それゆえ自由的国家の法的規範を社会、生活過程に転化しようとしても、「自由、平等、安全」の概念そのものがどのような關係意識の水準で設定されるのかまったく想定不可能であつた。「自由、平等、安全」なる概念がどのような關係意識にも対応しえないということがかえつて自由的国家水準を揚棄しうる契機になりうると同時に、また過剰な幻想を仮託させる契機にもなつたのである。

戦後端緒期から相対的安定期の過渡において、たとえばどのように特定の個人から派生する法的規範の水準から疎隔していたにしてもはじめて戦後法的規範はそれ自体として展開しうる契機をつかんだとおもわれる。この外的要因としては資本制生産形態の有機的高度で恣意的、差別的解釈を根拠づけるだけの擬似的仮構理念、人工理念が必要になつてくる。それゆえに現実的な法的規範の運営にあつたのは極端な実証主義や機能主義が完備されてくる。

このことを現実的諸關係に転化してみれば、おそらく「自由、平等、安全」なる概念が私的利害や私的権利の行使として展開しうるものが無意味であると特定の個人内部で了解されてきた端緒ではあるまいか。私的利害や私的権利を展開しうる社会、生活過程の領域が飽和点に達してしまひ、「自由、平等、安全」なる概念も個人内部にあまりにも多義的な像形成をもたらすので、かえつて現実的な私的利害や私的権利の行使の無意味化をとおして、私的利害や私的権利の意味を相対化しているようにおもわれる。

(3) 争議団支援の準位と政治的国家の相対化の過程的構造

現在には特定の個人内部、個人対個人、個人対環境の關係意識における私的利害、私的権利は、その現実的行使の無意味化を強いられることによつて、また「自由、平等、安全」なる概念も非常にせまい關係意識に閉塞化させられることによつて、そのことが必然的にあらたな共同性の質を開示させているとおもわれる。

この社会、生活過程における特定の個人の關係意識はそのまま放置しておけば、自然過程としてはできるだけ遠隔の対象と關係づけられるはずであるが、しかしいったん關係づけられてしまふと今度は閉塞化することによつてその内部で多重な關係を強いられる。この關係意識の閉塞過程は現在にはそれ自体の内在的矛盾からやっ

てくるというよりも、より他領域からの外在的な強制力や規定力によるものであろう。国家自体がいくら「自由、平等、安全」を標榜しても、特定の個人の関係意識は「自由、平等、安全」の觀念的な閉塞化を強いられる。国家水準では「自由、平等、安全」規範が拡散され霧散すればするほど、特定の個人内部では私利私害や私利の規範づけとしての関係意識の架橋性の行使というよりも、その対自的な（自己反射的な）関係意識内部に非常に狭小であるがゆえにかえって錯綜し肥大化した「非自由、非平等、非安全」の等質性を累積させるといえる。つまり対他的な架橋性自体を無意味化することによって、「自由、平等、安全」なる自由的国家理念を相対化しうる端緒へつきすすんだといえる。たとえそのことが成熟した特定の個人や家族にどのような苛酷な生き方を強いたとしてもである。ここでわたしたちは(1)で提起した問題にもどらなければならぬ。(1)において争議団運動との関わりを①政治的課題と争議団支援課題の区別と差違として②争議団運動自体の評価軸について③当事者対支援者、支援者対わたしたちの関係意識の多義性として構造的な共時性として位置づけてきたが、①②③においてどのようにしてつぎに政治的国家的構成を相対化しているのか、その過程的構造の思想的意味をあまりにきりかたにしなければならぬ。つまり政治的国家的相対化といってもどのような単位でもって相対化しているのか、あるいは争議団運動の単位と最上位としての法的規範の単位とがどのような関係の構造を介在させて関連づけられるのかを若干ではあれ提起してゆきたい。

④の場合は、直接的にはマルクスが『ユダヤ人問題によせて』で提起したような現在の政治的革命的（自由的国家水準から国家の死連合）「単産」などの既成の共同的基底はいつまで想定していかない。あくまでも特定の労組員内部、労組員対二組員、経営者、労組員対単組、単産、企業との関係意識の多義性を閉塞化せざるをえない不可避性を、ただ特定の労組員諸関係の自己意識内部に収れんするよりに基底を想定したときだけである。

労働運動や争議団運動、もっと広義には社会、生活過程で派生する諸矛盾をその領域のみおしだそうとする傾向性は、自由的国家の法的規範をさらに「擬似的仮構性」や「擬似的人工性」を粉飾させて普遍性を顕示させることによってのみ、特定の社会、生活過程と対峙せざるをえない情態に追いつめたといえる。だが現在のには「擬似的仮構性」や「擬似的人工性」自体にたいする闘争を組織化することは非常に困難になっている。この困難さの要因は、いままでは異なつて特定の社会、生活過程の諸矛盾から政治的国家的諸矛盾への筋道をつけることが困難になったということであり、また特定の個人内部の関係意識が自然過程として遠隔化しうる傾向性が、対象的遠隔性の一定の拡大をふまえてつづも、より個人内部の対自的遠隔性に転換（閉塞化）したということである。

それゆえにまたわたしたちは自由的国家水準にたいする闘争も、特定の社会、生活過程から相対的独自に措定しうる契機と、どのような特定の個人内部の関係意識の対自性にも政治的国家的構成水準が投影されるという契機もつかんだとおもわれる。しかしこの両方の契機とも一方は「擬似的仮構性」の普遍性との、もう一方は「閉塞化」の個別性との闘争を強いられるがゆえに、現実的な闘争の組織化はなにかしら現実的旋回（構成水準の面）の頂点におしあげられたらつてはならない。

滅への過渡性）の共同性の質が問われてくるであろう。窮極的な政治的革命的像と限定的な政治的解放の像を構造的におさえつつもである。特定の社会過程における労働運動や争議団運動において政治的資格が揚棄されて政治的国家的単位から分離され疎隔化されることとが、それ自体としては一定の政治的解放の像を喚起しうるものであったにしても、しかしまたそのことを諸前提として現在の政治的国家的構成が成立している、ということである。法的規範が「職業選択の自由」や「勤労の権利」を宣言し、国家自体が特定の労働運動や争議団運動の差別性から自由になったとしても、特定の個人的諸関係の関係意識の対自性がそのことから自由になっているかどうかはまったくべつの問題である。無関係でさえある。

特定の労働運動、争議団運動とは、特定の個人が社会過程において表象される場合、その関係意識から派生する法的規範の現実性がどれだけ自由国家水準の法的規範を相対化（無意味化）しているかどうかの象徴性である。もちろん特定の争議団運動内部の労組員は自由的国家の法的規範を相対化するために闘争を持続しているのではない。ただみずからの関係意識の閉塞過程（最底限の防御措置）さえも疎外させてしまふ特定の社会過程の断面に不可避に「抗議」しているだけのことであるが、しかしながらそのことがあらたな共同性の質を顕示させるのである。

争議団支援の原則とは特定の争議団運動から非政治的性格をそれ自体として徹底的に追いつめそのことによって政治的性格を揚棄させ、それらを最底位の構成部分に解体させ、その境界領域や単位を明確にしつつ、その水準からあらたな共同性の組み変えを想定することである。この構成要素とは「企業」「労組」あるいは「経営者

争議団運動（もちろんどのような社会過程の運動もそうであるが）とはその現実的旋回の頂点に表現された象徴的なものだともわれる。政治的課題の直接的組織化と特定の個人の関係意識の直接的組織化の困難性は、おそらく不可避に「思想的先行性」の課題としてわたしたちに対象化をせざるものとすれば、特定の争議団運動（広義の社会過程の運動をもふくめて）の展開と持続はこのような「思想的先行性」を根底的に相対化（総体化）する現存的契機だともわれる。わたしたちが政治的課題の直接性ではなくて、不可避に特定の争議団支援に関わざるをえないとすれば、そしてその視座から政治的国家的相対化（無意味化）の過程的構造を確定しなければならぬとするならば、その時代的根拠はそのような情況性そのものなかにしかないだろう。

特定の争議団運動は直接的には政治的課題にもむすびつかない、特定の個人の関係意識の課題にもむすびつかない。しかしむすびつかないにもかかわらず、争議団運動が持続し展開していること自体が、この両極の課題を不可避に解明することを、まさしく政治的課題として強いるといつてもよい。

②の場合における争議団評価は普遍化していえば、必然的に争議団運動とその他の領域の社会過程における運動の關係に転化される。たとえば、都市、農業問題であり、大学闘争の課題であり、地域闘争の課題である。このようなある特定の単位の社会、生活過程を上限とする（構成とする）課題に転化する。ここで問われていることは現在の政治的国家的構成水準と、特定の個人内部の関係意識が社会、生活過程で表象されたときの構成水準からおしだされた、特

定の社会、生活過程の共同性の質の問題をどのように想定するかである。あるいはこのような想定の仕事自体がこの争議団評価の単位の本質をものがたっているかもしれない。つまり特定の社会、生活過程の共同性の質の問題を最上位の構成要素と最底限の構成部分とによって想定しようとする事自体が、この領域の過渡性、情況性を象徴しているともいえる。

争議団運動がどのようなかたちで終結したにしても特定の労組運動として継続するであろうし、また当然のように政治的国家の構成と特定の個人内部の關係意識の構成を解体しうることがあったとしても、根底的に変革しうることができないことは自明であるからだ。それゆえに特定の社会過程で派生する運動が政治的国家へ疎外されずに、その領域内部で終結しうる契機が可能になったのは、なにも社会過程の運動が本質的に政治的国家の抑圧から解放されたのではなく、ただそのような解放は自由的国家自体の解放なのであって、個々で具体的な社会過程の運動は各々の共同性の内部で累積している個別的で差別的な諸矛盾として固有に引き受けなければならなくなっている。

この諸矛盾の累積はあたかも政治的国家と特定の個人との關係のように、あらゆる社会過程の共同性はその累積の展開がほぼ飽和点に達しているように見え、またその差別的で個別的な行使を展開することが無意味であるようにみえても、なおのこと不可避に矛盾を強いられている。政治的国家はこのような社会過程の共同性の質を、共同的諸關係としてはより人工化、仮構化を強いることによって、また個人的諸關係としては閉塞化を強いることによって、あらたな「擬似的不遜性」を獲得しているようにみえる。しかしながら特定

の社会過程における運動はたえまなく個別的で差別性を強いられる政治的性格を揚棄していくことによって、自由的国家水準の普遍性をみずからの自己意識に規定づけられた關係意識の自立化によってなそうとしている。

このような過程的な構造をどこに想定するのか。政治的国家や特定の個人の課題が情況的に「思想的先行性」を強いられる以上は、わたしたちは争議団運動（支援）が前述したような過渡性、情況性を有しているから、そのような「思想的先行性」をまさしく現在の契機の側面から相対化（部分化）しうる「時代的象徴」として想定しうるのである。

③の場合は、特定の個人的諸關係といっても、そのことが特定の社会、生活過程における労組員対労組員、二組員、経営者、支援者、わたしたちなどの諸關係に転化したことをいっている。どのような過渡的、情況的な特定の労組員の諸關係であったにしても、このことを本質的な個人的諸關係の自体的な展開から相対化（無意味化）していかなければならない。③の場合は④で提起したものの逆説的表現でもあるのでくわしく展開しないが、このときの原則は特定の個人内部、個人対個人、個人対環界（争議団編成においては労組員内部、労組員対労組員、労組員対単組、単産、企業など）における自己にとつての關係意識それ自体を人間にとつてもっとも本質的な構成部分だと了解し、そこへあらゆる共同的な像を喚起しうる現実的諸關係を揚棄してしまふことである。そしてこのような過程的構造を媒介として特定の社会過程における共同性や政治的国家の相対化のプロセスを想定することである。

今回は特にふれなかったが、戦後政治的国家の構成要素としての

「象徴」としての天皇（制）の問題がある。「象徴」としての天皇（制）思想の水準を規定しているのは、その憲法の条文ではなくて、特定の個人内部、個人対個人、個人対環界の現在の關係意識の水準そのものである。それゆえにこのような内容の文章を提起せざるをえないこと自体、天皇（制）を戦後国家からではなくて、わたしたちの現存性から揚棄しえていない水準だともわれる。

一九七六年二月二十八日

そのⅡ

(1) 争議団支援に表象される政治的国家と特定の個人における内的構成

前回の討議資料（そのⅠ）において、「なぜ政治的課題の直接性ではなくて、社会過程における特定の争議団支援を強いられるのか」という問いを設定して、それについて主要にはマルクスの『ユダヤ人問題によせて』を援用しながら、そのことを戦後政治的国家の構成転換（「自由、平等、安全」概念の転換）と基軸としての特定の個人的諸關係の変容という視点から、情況的な争議団支援に象徴される「政治的客観性」の前提的な水準を不十分ながらあきらかにしようとした。

だが前回のような「政治的客観性」の水準にもとずいて争議団運

動（支援）の実践過程から政治的国家の現実的根拠の相対化の過程的構造を構想しようとするならば、もちろん国家と争議とは境界条件や単位が異質であるがゆえに、たんなる概念比較ではなくてよりその共同性内部の内的構成としての多義的な媒介項が不可避に必要であるとともわれる。

政治的国家の内的構成の媒介項としては、その内的構成を理念的に基礎づけている、主要には「成文憲法」を最上位とした法的規範の水準、さらに支配権行使としての「立法権」「行政権」「司法権」の内的構成であり、さらに自由的国家水準における「自由理念」や「民主理念」の構成水準も問われてくる。このような政治的国家の内的構成としての普遍的な（政治的革命的矛盾的表现としての）「成文憲法」と特定の個別的な（政治的課題の矛盾的表现としての）「法律条項」、さらに現実運用としての「立法権」「行政権」「司法権」の階級的要素、「自由理念」「民主理念」などの歴史的現存的な構成水準を想定し、そのことから政治的国家（あるいは争議団編成の過渡性）の相対化の過程的構造を提起していかなければならないし、そうしなければ政治的国家（争議団編成の過渡性）の死滅の構想といっても、空想としてしか設定しえないであろう。

右記のことを提起するまえに、まず争議団支援に象徴される特定の社会過程における運動がどのような境界条件と単位でもって想定されるのかをおさえておかなければならない。ある特定の社会的共同体（狭義の企業編成や争議団編成に象徴させておくことにする）内部における差別的で恣意的な個人像、あるいはその個人像に収れんされた社会的な共同体像はどのような単位で成立しうる概念であるのか。もちろんその内部における社会的な個人像、共同体（性）

像はその社会過程に表象されている自己の自己にたいする（従業員
の従業員に対する、労組員の労組員に対する）、自己の共同体にた
らする（従業員対企業、労組員対労組員）自己把握としてのみ成立
するはずである。

広義にかつ普遍的に想定しようとするならば、一方においては感
性的自然と人間の相互規定性の本質が、自然対自然、人間対
人間、自然対人間との関係の構造を介在させて、ある特定の歴史
現存的な社会過程に表象された場合の社会的な個人像の累積と、も
う一方においては法的規範を展開基軸として政治的国家的な構成
水準が、特定の歴史の現在のな社会過程における共同体像の累積に
相互転換されたときの結節項としてである。

企業編成、争議団編成に象徴される社会的な個人像、共同性像が
不可避に自己にとって（当事者、支援者にとって）対象化せざるを
えないときは、おそらくならぬかたちで自己身体としての個人
像と特定の社会過程における個人像のあいだに決定的な矛盾をきた
したとき、あるいは政治的国家的な構成水準と特定の社会的な共同性
像のあいだに矛盾を程したときである。

より総体的には以上のことにもとづいて、特定の社会的な共同性
像とその共同性像を自己意識として包摂している社会過程における
個人像のあいだで、両者の架橋を自己統括するのが不可能になっ
たときである。といっても個人の関係意識から派生する個人像が最底
位の構成要素であるために、個人像が解体しても個人そのものは解
体するはずがない。つまり個人像に収れんしている社会的な共同性
像を統括するのが不全になったとしても、個人そのものは関係意識
から派生する個人像が解体や拡散を強いられなくても、個人自体はそれ

との距離をたえず想定することによって持続をおしすすめる以外に
はないのである。争議団運動とはこのような本質性を情况的に表現
しているとおもわれる。

特定の社会過程における個人像や共同性像が本質的に右記のよう
な境界条件や単位を想定しえるのであれば、わたしたちはそれゆえ
に以下のような枠組を強いられる。そしてこのことを媒介として争
議団支援における「政治的客観性」の内的な構成をおつかいする契
機がえられるだろう。

①政治的国家的な構成の展開軸としての普遍性としての「成文
憲法」と具体的な「法律条項」、あるいは支配権的契機としての「
立法権」「行政権」「司法権」は、国家編成の内部においてどのよ
うな構成水準を強いられているのか。そして各々の内部の自体的展
開はどのような本質性と現実性を有し、かつ特定の社会過程の共同
性編成や個人の関係意識の変容過程のどのような水準と対応（前提）
しているのか、対応（前提）していないのか。

②特定の社会過程における共同体編成（本討議資料では企業編成、
争議団編成に象徴しておく）の普遍的な「成文憲法的なるもの」
「非成文」をもふくむ）、個別的な「法律条項的なるもの」、ある
いは「立法権的なるもの」「行政権的なるもの」「司法権的なるもの」
は政治的国家的な構成とどのように対応するのか、対応しな
いのか。また国家編成と相対的独自にどのような自体的展開を想定
しうるのか、想定しえないのか。

③特定の個人内部の関係意識の水準において、①②のことはどの
ような自己意識の投影としての共同性像として表現されるのか。
「非成文憲法」「非法律条項」的存在としての社会的な個人的諸関

係において、過渡的、情况的な「成文憲法的契機」「法律条項的契
機」は、どのような集団的、関係的な表現累積との拮抗を強いられ、
そのことが共時的に①②の支配権的内的構成をどのように相対化
しうるのか。またその過程の構造は実践的にはどのような思想基準
として想定しうるのか。社会的な個人像と個人像に収れんされる共
同性像のあいだの矛盾の表現である特定の個人的関係意識から派生
する過渡的、情况的な「立法権的契機」「行政権的契機」「司法権
的契機」は、逆説的に①②の内的構成をどのように相対化し、かつ
個人内部に累積されている先験的な「立法権的契機」への同致化を
どのように部分化しているのか。そしてそれらの争議団編成はどの
準位でもって持続的に組織化することが可能であるのか。

現実的な実践過程においては右記のように境界領域や単位が明確
であるわけではない。むしろ①②③の構成諸要素が混在し、たとえ
②のことを対象化しようとおもっても①③が入りこんでしまう。混
在するからだめなのではなくて、②の構成内部で①③の諸要素をど
のように抽象的に包摂しえるかどうかである。特にこの①②③の関
係の構造は戦後政治的国家的、個人の関係意識の転換過程に限定して
考察しようとしても、わずか数十年のあいだにめまぐるしく混在の
仕方が変容しているといえよう。

(2) 政治的国家的な構成と『国法論の批判』におけるマルク スの問題提起

マルクスは『ヘーゲル国法論の批判』において、ヘーゲルの『法
の哲学』を批判的に検討しながら、政治的国家的な構成としての

「憲法」「立法権」「君主制」「民主制」「官僚制」「行制権」「
国会」などの諸問題、さらに国家と市民社会の関係性について論及
している。ここでは当然のように『国法論の批判』を政治思想的に
深化させようというのが目的ではない。あくまでも「実践のイメー
ジ」「実践の不可避な実践のイメージ」としての現在のわたした
ちの問題意識に抵触しうる部分に限定して、それもたんなる原理的
な再構成というよりも原理的な提起が情况的な切実な課題にも相互
転換しうるようなレベルでもって要約してゆきたい。

①憲法は政治的国家的な構成（特定の社会過程）とのあい
だの適応であるにすぎない。憲法は憲法自体の成立根拠において本
質的には異質な領域のあいだの諸権力の条約である。それゆえに成
文憲法自体の一部が、憲法全体を變更せよと要求することは不可能
であり、この変更はただあらたな過渡的な政治的革命的構成がもた
らすだけである。このことによつて憲法の現実的な成立基盤である
具体的な特定の個人的諸関係にこそ憲法の原理が基礎づけられるこ
とが必要である。立法権は組織された統一的な政治的国家的な表現し
ている。政治的国家的な構成はまさしく立法権の改革によって最高の発展形
態を表現するとともに、またこの立法権の構成そのものがあらたな
政治的国家的な赤裸な矛盾の累積をも表現するのである。立法権は普
遍的なものを組織化しようとする統一的な権力のことであり、それ
ゆえに憲法自体を規定する権力のことであり、憲法に根拠をあたえ
る。しかしいったん成立した憲法は今度は合憲的な権力として立法
権を包摂してしまう。つまり立法権に包摂される憲法は成立してし
まうと、逆に憲法は立法権に法律をあたえる。直接的には憲法は立
法権の範囲外にあるにしても、しかし間接的にはこの立法権こそ憲

法を変更する。立法権とは政治的國家の統体性であるがゆえに、立法権に参加することは政治的國家の形成に参加することである。だが政治的國家と特定の社会過程の分離が発生したならば、個々の社会過程における差別的な成員としてはその私的な身分のままでは立法権には参加できず、ただ抽象、表象としてのみ参加できうる。

②「行政権の代理人」「執行権をもつ國家の官吏」としての官僚制（支配権の要素の執行代理人）は、特定の社会過程にたいする「國家的な形式的組織」であり一種の職業団体として「國家の意識」であり「國家の意志」である。官僚制は「諸職業団体」における市民社会の「自治」を前提としている。また特定の社会過程における恣意的で差別的な「諸職業団体」間の自治が確立しなければ、政治的國家の形式的な構成要素として成立しえない。つまり社会過程における恣意的で差別的な利害集団が、各々の個別的な利害にもとずいた「諸職業団体」を形成しようとする集団的な関係意識の矛盾自体が、一定の社会的な共同性の質を内部的、対外的に決定してしまふ。そしてこの準位そのものが、政治的國家の官僚制の水準を規定してしまふのである。官僚制の精神は「形式的な國家精神」であり、實在の國家と併存した想像上の國家である。官僚制の普遍的な精神は内部累積としては「位階秩序」の中立性、対他的には「閉鎖的な職業団体」という性格をもっている。このことは特定の社会過程における無数の恣意的な「諸職業団体」間の「位階秩序」や「閉塞性」の関係意識によって対応させられている。國家の官吏は市民社会の眞の國家代表者ではなくて、市民社会に對立する國家代表者である。この代理人の存在によって對立は揚棄されないうで、かえって法律的な固定的な對立になつてしまふ。「警察」「裁判」そして「行政」

とは市民社会そのものの代表ではなくて、國家を市民社会から守るための代理人なのである。官僚制の廃棄は社会過程に限定すれば特定の社会過程の個々の成員が、自己自身の意識活動の自立によって「諸職業団体」の束縛から解放されること、あるいは普遍的な利害關係の形式性が現實的にも個別的な利害關係の自体的展開と矛盾しえなくなることによって可能である。

③立憲國家とは、國家の利害關係が大衆の現實的な利害關係としてたんに「形式的」にしか存在せず、だがしかし「一定の形式」として現實の國家と併存する國家のことである。國會は支配者（政府）の側面からみれば大衆の地位をもっているが、大衆の側面からみれば支配者の地位をもっている。つまり中間項的な媒介物である。ここでは大衆が表象、空想、心象として表現されることによつて、大衆と支配者とのあいだの現實的な對立が擬制的に揚棄される。

④國會の諸要素は社会過程における私的身分の、すなわち非政治的身分の政治的意義であり一種の形容矛盾である。社会的諸身分の差別性と政治的諸身分の同質性の分離過程だけが、市民的社會と政治的近代社會との眞の關係を表現するのである。特定の社会過程における成員は私的な差別的な身分であるが、立法権という中間項的な國會の要素を媒介することによつて、それは政治的意義と政治的活動を獲得する契機をえる（政治的階級の契機と同義である）。もちろん、社会過程における特定の個人の関係意識がどのような準位で想定されるのか、あるいは社会的な小共同体編成間關係がどのような準位で想定されるのかによつて、國會の構成要素も変容せらるるし、またその政治的階級へのプロセスも多様な屈折や迂回路を強いらるるだろう。特定の個人は政治的國家の成員と社会過程の成

員としての本質的な分離をこうむっている。それゆえに現實の個人として個々の成員は二重の組織のうちに表現される。ひとつは社会過程に抵触しない彼岸的な國家、行政権（支配権の要素）の外的形式的な組織との關係規定であり、もうひとつは特定の社会過程内部の人工的な組織である。社会的諸身分における差別や区別の多義性はたんにそのことが私的な意義（私的な階級的要素）をもつのみで、なら政治的階級的要素をもつものではない。また政治的階級的要素は、このような社会的諸身分の差別や区別を前提としてのみ成立しうるのである。権力としての普遍的な立法権は、社会的共同体的現存の外にある政治的成員の一人である個人が獲得すべき組織であり、それは共同の身体である。

⑤特定の社会過程が政治的國家から分離していることは、社会的關係においては同時にその各々の成員が私的な身分と社会的な職務的地位に分化していることを意味している。社会的諸身分の原理は「享受」と「享受する能力」である。個人主義の徹底しそ原理であり、個人の現存が最後の目的である。もちろん、このように存在の仕方はそのみで可能なのではなくて、対他的な非個人主義の徹底化や対他的な非個人的現存を媒介としなければ可能ではない。社会的諸身分は一般的に区別や分離が個々の成員の存立であるという意義をもっている。特定の個人の労働、生活の仕方は、彼を社会過程の一成員や一機能に合致させようとすると同時に、彼を社會の例外にするものであり、また彼の非本質的な特権である。この区別がただ個人的区別であるばかりでなく社会的共同体、社会的諸身分、「諸職業団体」として固定されるといふことは、個人の排他的な本性を廃棄しないばかりか、かえつてその表現でもある。このような特

定の社会過程における個人の関係意識や個人に収れんしている社会的な共同体との關係意識、また小共同体間の關係意識の構成水準の複合的な共時性によつてこそ、あらゆる政治的國家の内的構成の準位が規定されるのである。

⑥立法権は政治的國家の統体性であり、たれゆえ政治的國家の現象にまで追いやられた矛盾である。と同時にそのことは政治的國家の解体を定立するものである。立法権のなかでは支配権の原理の要素と社会過程の私的な階級的要素との對立が表現される。またこの對立こそ立法権の契機である。このことは具体的には政治的國家と社会過程の二律背反、抽象的政治的國家の自己自身との矛盾である。立法権は矛盾を定立するものである。だが立法権は憲法と相互性であるためにつねに憲法の法的規範に從属してしまふ。もちろん逆にこのような立法権の契機を相対化させるものこそ、社会過程や個人における特定性や現存性としての差別性や恣意性を政治的國家の内的構成を介在させずにそれ自体として展開しうるかどうかである。

以上、マルクスの『國法論の批判』をわたしたちの問題意識に抵触しうる部分に限定して要約したが、だがこの要約をこのまま停止しておけば現實的にはまったく意味はない。わたしたちに問われていることは「実践のイメージ」「実践の不可能な実践のイメージ」であり、情況的な切実な課題にたいする解答である以上、右記の①②③④⑤⑥で要約したことを現實的な社会基盤（集團編成、個人關係など）に適応しつつ、弾力的な論理を再構成しなければならぬ。そのことを「実践のイメージ」へ架橋する場合は、この内的構成のどこをどのように実践的に突いていけば、どのように現實關係が変容しうるのか、といった思想基準のプロセスを明確にしていかなければなら

である。特定の個人の関係意識から派生する「立法権的契機」がその契機形成を無秩序に無定形に相対化されてしまっている。むしろあらゆる政治的、社会的あるいは「行政権的、司法権的なるもの」の契機が混融したまま整理以前のように存在したのである。戦後端緒期における政治的革命的不可避性と不可能性の思想的根拠もここにあったのではあるまいか。

戦後相対的安定期への過渡期においてはじめて関係意識からの「立法権的契機」はそれ自体として構成しえることが可能になる端緒をつかんだとおもわれる。端緒であるけれどもだがいったん端緒を形成したならばそれは自己回転をはじめてしまふ。この時期の政治的闘争の水準は、この「立法権的契機」の無秩序性、無定形性からそれ自体として固有な領域を指定しうる端緒をつかんだことであるが、この固有化のプロセスこそ一定の政治的解放の像でもあったのである。同時にこのことは他権力形態の介入なしに独自に「成文憲法」と「法律条項」の展開の気ままさを許容しえる端緒ともなったのである。

しかしこのような「立法権的契機」の固有化がどのような現実対象性（つまり戦後憲法がどのような法的規範の単位で構成されたのか、あるいは戦後社会構造の膨化や高度化とどのように対応しているのか）から規定されているかによって、この契機の内部単位も決定してくる。つまり「立法権的契機」が一定の固有性を帯びてきたと同時に、この固有性の政治的、現実的基盤が政治的国家的内的構成の「仮構性」「浮遊性」と特定の社会過程の「人工性」「加工性」によって非常な不安定感を強いたとおもわれる。「立法権的契機」が特定の政治的國家や社会過程から直接的に抽象されたというより

旧来はどのような政治的課題からも政治的國家像が想定されただれども（どの単位かどの内容かは問わないとしても）、今度はそのような特定の政治的課題を媒介としなくとも、直接的に政治的國家的内的構成を対象化しうる構成水準へ転換しつづつあるということである。そのことがたとえ特定の社会過程における個人像や共同性像に苛酷で気のおくなりそうな関係的執着や集団的偏執を強い、そしてその抽象的抽出において目もくらむばかりの断絶感を特定の政治的組織の諸課題に強いたとしてもである。またそれはあくまでも端緒を形成しえたということであって、そのことを第一義の政治的闘争と具体的に組織化しえるまでにはまだまだ長期的な粘り強い個別的闘争の蓄積が必要であろう。

すくなくともここ当分は政治的國家にたいする闘争をそれ自体として対象化しうる時期へ突入する契機を獲得したにもかかわらず、現実的には特定の政治的課題を媒介としてしかそこへ致らないという二律背反的な、矛盾した時期が長期的につづくであろうし、またその政治的國家的内的構成も「擬似的仮構成」を強いられ、特定の個人の「立法権的契機」も閉塞化を強いられるがゆえに、この両方の闘争の組織化は非常に困難な「実践のイメージ」の停滞化をうながされるだろう。

だがこのような「実践のイメージ」の停滞化こそ、かえってあらたな政治的闘争の組織化の契機であることも忘れてはならない。争議団運動（支援）に象徴される時代的な「政治的客観性」こそ、このような情況性そのものなのだ。

も、もはや自存基盤のあまり堅固でない「仮構成」や「人工性」を媒介としてしか現実や日常と接点をもたなくなってしまう。それゆえ、このような傾向性は「立法権的契機」自体に多義的な像をもちたらずから、いつぼりでは契機自体をきわめて恣意的で差別的な選択の要素におとしこめてしまふし、もういつぼりでは「仮構性」や「人工性」のさらなる構築に根拠をみいだしながら、そのことが現実や日常と接触しえないがゆえに拡散してしまふことである。それでは現在の政治的國家と特定の個人の内的構成はどのような転換と変容をこうむっているのか。もちろんこの両者の関係がいもかわらずまったく疎隔していることはいりまでもないが、しかしこの疎隔の意識はかつての戦後端緒期や相対的安定期のそれとはいちじるしくことなっている。

ひとつは特定の個人から派生する「立法権的契機」の過渡性や相対性があまりにも多義的な政治像を喚起しうるので、かえってそのような「立法権的契機」自体は無意味であるとおもわれてきた。つまり「立法権的契機」が個人像に収れんする恣意的で差別的な政治的課題を喚起しうるということが、かつての相対的安定期における固有化（解放化）のプロセスのイメージが相対化されて、その恣意性や差別的性の強調自体が無意味化してしまったことである。それゆえ「立法権的契機」自体はある特定の政治的課題と抵触することによって構成しえることが不可能になってきたともいえる。自己意識に投影された政治的課題であればなんでも可能なのだという政治的闘争の旧来の構成はそれのみでは自己展開しえなくなつて、そのことがかえって相対化されてしまふ、「立法権的契機」自体がきわめて逆方向的な閉塞過程にはいつてしまったということである。

(4) 争議団編成過程における内的構成の転換過程と相対化の過程的構造

何回もくりかえすように本討議資料は政治思想の深化とか新理論の提起などに寄与するために展開しているわけではない。あくまでも「実践のイメージ」「実践の不可能な実践のイメージ」としての思想基準をどこにおくのか。実践する場合の思想基準はどこにあるのか。あるいはどのような思想基準が実践をうながすのか、にしほつて展開している。たとえそのあいだにどのような断層があったにしてもである。

(3)で提起したように「企業規範」に規定づけられた「労組規範」は不可避に「組合規約」（「単産規約」をふくむ）や「争議権行使」や「統制委員会」や「労組民主主義」などの編成水準によって内的に構成されている。だが争議団編成といった場合には、この「労組規範」に規定づけられつづも、それらとは別枠の編成過程を指向している。このような争議団編成の特異な想定したいがゆえに、まず以下の三つの段階に区別して各々の領域における特異性を検討してみよう。三段階といっても相互がまったく隔絶しているのではなくて累積しているものであり、ただ各々の諸要素をなによって思想的に象徴されるかどうかである。

三つにわけると、①労組編成から争議団編成への過渡期において、②争議団編成自体の自己展開において、③争議団編成から労組編成への過渡期において、に収約される。この各々の編成内部の内的構成がどのような変容と転換をこうむるのかを検討しなければならぬ。もともと「企業規範」にしても「労組規範」にしてもそれらが成

文化してあれば企業活動や労組活動ができるわけではない。むしろ特定の労組編成内部の個々の労組員の「立法権的契機」の関係意識の構成水準が本来の「労組規範」の準位を決定してしまう。この特定の個々の労組員の「立法権的契機」とは「支配権的契機」としてはそれではない。一般的な労組編成における「立法権的契機」であれば、それは「労組規範」が個々の労組員の区別性や差別性を「労働者」という普遍的な名辞でもって組織化しようとする権力的契機のことであり、このような契機は現実的には労組指導部の「争議権行使」や「団結権行使」に象徴される「支配権的要素」と、個々の労組員の「職階制」に規定づけられた区別性や差別性という個別的な階級的要素が直接的な敵対関係（同致、矛盾、逆立関係をもふくめて）に立ちついたときの矛盾の表現として措定されるとおもわれる。それゆえ立法権の成立とは、このような「労組規範」に象徴される「支配権的要素」と特定の個々の労組員の差別性に象徴される「被支配権的要素」との矛盾によって生じてくる普遍的な契機である。

わたしたちが提起したいのは、このような「立法権的契機」の直接性ではない。むしろ特定の個々の労組員の関係意識から派生してくる「立法権的契機」をどのような他契機や他領域にも強制されずに、それ自体として措定しえることではないのかということである（現在のには思想的にしか想定しえないが）。あるいは「立法権的契機」の過渡的な不可避性と相対化（無化）の過程的構造の現存性を「実践のイメージ」としてあきらかにしたいのである。いわば「労組規範」へと収れんしてゆく契機を一般的な逆方向的な「反立法権的契機」ではなくて、その契機自体の相対化の現実的根拠のプロセスを想定しえないのかということである。

なぜ、このようなことを指摘するのかといえば一般的に争議団運動とは賃金闘争や反合理化闘争の延長線上に位置づけられる傾向性が強いけれども、しかしそのような傾向性は労組運動や争議団運動の準位の位置づけがはつきりしないための錯誤であり、むしろわたしたちは争議団運動においては賃金闘争や反合理化闘争の構成水準は後景にしりぞくともわれる。

②争議団編成自体の自己展開において——ここではまず特定の労組員の自己意識において、争議状態の継続が通常の職務状態との比較のうえで想定されるという回路自体が喪失している。争議団化するそもそもの初発の契機であった賃金闘争や反合理化闘争における企業編成との直接的敵対関係は相対化されて、むしろ「企業規範」とは相対的独自の特異な「争議団規範」ともいえる固有な編成過程の質が問われてくる。またこのような編成過程を経過しなければ、争議団運動として自立しえないとおもわれる。争議団運動とは闘争戦術のラディカルさとか、争議期間の長短とか、解雇者数の大小とかで決定されるのではなくて、まさしくこの編成過程の特異性をさしているのである。

通常の「労組規範」が後景にしりぞくといっても消滅したのではなくて、それはべつの諸要素に転換して表現される。たとえば「企業規範」における「立法権的契機」はほぼ現実的には支配権を喪失してしまふ。なぜなら争議団編成は労組編成とはことなつて、企業編成とは相対的独自の構成しうるものが可能だからである（もちろん、一定の枠組があることも自明のことであるが）。そこでは個々の労組員の差別性や区別性という階級的要素は捨象されてしまふがゆえに、より労組員間の関係意識は均質化してしまふ。それにかわ

①労組編成から争議団編成への過渡において——通常の労組運動においては、個々の労組員の自己意識に投影された「労組規範」の像はたとえ具体的な争議権の行使中であつたにしても、以下のような観念に支配されるだろう。まずたとえ具体的な争議状態に突入していたにしても、この争議時間は数時間から数週間であり、それ以降はまた職務状態にもどることが個々の労組員の誰にとつても前提になっている。たとえ職場放棄というスト戦術を行使しても、そのことはたえず通常の職務状態（「職階制」など）との比較のうえでしか想定されえない。この「争議権行使」においては明確に特定の要求案そのものによって闘争が発生したことがおさえられている。

このようにどこまでいっても通常時の「企業規範」や「労組規範」との潜在的な比較が前提的に支配している以上は、けつして労組編成の枠組からは逸脱してゆかない。たとえ労組運動の水準で数ヶ月間にわたるラディカルな闘争を組織しえてもである。労組編成過程においては「企業規範」と「労組規範」の内的構成の比較がいろいろたどれるので、この状態で争議状況を現出しても個々の労組員の関係意識の構成も、非常に限定された狭義の諸課題しかもたらさない（だから悪いといっているのではない）。かつての通常の労組編成における自己の自己（他者）にたいする関係意識をできるだけ持続しようとする。このような関係意識を特定の労組員の諸問題に環元すれば、その労組員の企業編成内部における管理職との関係、職種との関係、二組員、他組員との関係的な観念的累積によって象徴されうるし、またたえず特に管理職との直接的な関係に執着してきた労組員にとっては、そのことを結節項として共同的な争議状態にはねかえってくるだろう。

って登場してくるのか、おそろく個々の労組員間自体の区別性や差別性のさらなる解消というよりも、個々の労組員の自己意識に宿っている特定の争議団運動をめぐる思想的な判断基準の差別性であり、また個々の労組員の現実を強いている生活、日常過程の統括の仕方の差別性である。

争議団運動における「立法権的契機」とは、このようになぜ特異な争議団運動を持続する不可避性があるのかをめぐる個々の労組員間の思想的要素（支配権的要素）と、個々の生活、日常過程の統括の仕方の差別性という階級的要素の矛盾の表現を、どのような共同的な争議団編成として措定しえるかどうかの諸問題である。現実的な関係としては前者は特定の争議団指導部の思想的問題、政治組織員の立場の問題、後者は財政基礎の問題に収れんしてくるだろう。

③争議団編成から労組編成への過渡において——労組編成の争議情態からもとの労組編成にもどることは多少の関係をがまんすれば容易なことである。しかしながら争議団編成から「企業規範」に規定づけられた労組編成の構成水準にもどることは非常に困難なプロセスを必要としている。なぜなら企業編成と相対的独自の（一定の枠組はあるが）争議団編成をおしすすめるという不可避的な諸要素が、今度はなににもあれ間接的にしか対象化しえなかつた「企業規範」との「支配権的要素」との直接的な関係を組上りのぼつてくるからである。もちろん企業編成自体も争議団編成と相対的独自の構成しうるので、すでに争議団の個々の労組員を企業内に入れるだけの幅をもちえないように編成しているだろう。

それゆえにむしろ前もって争議団運動の勝利の基準がどこにあるのかを設定することが必要であろう。一般的な勝利ではなくて、争

議団編成を發展的に解消してかかつての労組編成(当然のように旧来とは質的にことなっているが)へ再組織化する場合のその編成の質を、特定の個々の労組員の区別性や差別性を不可避的な基礎として「企業規範」との関係性でどのようなくみこみ方、くみこまれ方が可能であるのか、ということである。特に各労組員間の関係の不均質的要素が、労組編成への過渡においては不均質的要素に転換せざるをえないので、この過程自体のなかで特定の労組員の職种的、職階的、身分的、年齢的などの関係意識の再度の個々のくみこみ方、くみこまれ方に相応したかたちでもって、どのような思想基準の設定が可能であるのか、またその「実践のイメージ」はどのようなプロセスが必要であるのか、などが情況的な切実な諸課題としてうかびあがってくるだろう。

以上の①②③の転換過程の解明はまだまだ不十分であり、より緻密な内的構成にもとずいた展開が必要であろう。本討議資料においては、「実践のイメージ」に引きつけたかたちでもって本質的、原理的課題の相対化をはかろうとしたが、結果的にはきわめて前提的なものに終わってしまったといえる。以降の討議資料において厳正を期した。

(了)

一九七六年四月三日

「あとがき」

本稿は組織内部の討議資料として「その一」は二月八日に、「その二」は四月三日にすでに配布済みのものであるが、公表するにあたって、最低限の内容上の誤解をさける意味をもふくめて、若干の説明をつけかわえておきたい。一読してもわかるように、直接的な支援課題としての光文社闘争の「光」の字も出てこない文章であり、それゆえに本稿のモチーフは組織内部の他の構成員に、なぜこのような内容と水準でもって特定の争議団支援の課題を伝達しなければならぬのか、ということがつまるところ最後のモチーフでもある。「その一」にも記してあるように、光文社闘争(争議団支援)を特定の社会的過程における闘争という水準にまで抽象し、そのことがどのような過程的な構造を介して政治的客観性への通路を想定しうるのか、しえないのか、より具体的な関係としては組織内部の他の構成員とわたしたちとのあいだにどのような過渡的な政治的な伝達過程が成立しうるのか、成立しえないのか、あくまでもこのようなモチーフを基底にして本稿は展開してある。光文社闘争をめぐる当該、支援内部の多様な状況的課題、そのことをめぐるわたしたちの実践的判断についてはすべて本稿では捨象してある。強いていえば、本稿の展開過程のなかに抽出してあれば、それにこしたことはないものであるが。文章を書く場合の内容の基準は(実践の場合もそうであるが)、争議団運動自体にしか収れんしてゆかない課題と、そのことが特定の争議団支援を介しての組織編成の内部にしかはねかえってこない課題と、そしてそれと政治的組織の他の構成員の組織編成とのか

吉本隆明講演集

根柢への出立に向けて

B5版 / ¥500

・六・一八共産同政治集会特集号

更に、また、現在より起て

自立と日常

吉本隆明
神津陽

B5版 / ¥250

ねあいとして収れんしてゆかない課題とが大枠の境界領域として設定されうるだろう。またそうしなければ政治的な伝達過程は等質的なべらぼうなものになってしまうし、そもそも成立しえなくなるだろう。といってもこの大枠の境界づけは先験的に範囲がきめられているのではなくて、そのことを提起する側の思想容量にかかっているとおもわれる。本稿は、過渡的な特定の争議団支援(光文社闘争)を介した組織編成と、他の政治的課題を対象としている組織編成(便宜的にこのように区別しておくが、本質的にはどちらも変わらない)の個々の構成員の政治意識のあいだの政治的な伝達過程は現在のにはどのような内容と水準によって展開されるのか、またそのことを強いられるのか、そのような伝達過程に限定して、そしてその範囲をこちら側から意志的に境界づけるためのたんなるひとつの試論として構成してある。それ以上のことは何も書いてないし、それ以外のことはべつ々の文章を参照してもらいより他にはないだろう。

SECT6+大正闘争

全資料集

◇SECT6バックナンバー

◇SSL通達

◇中大、早大、東大資料

◇大正行動隊ニュース

◇共産主義同志会、炭労

☆解説

☆SECT6について

三上 治
吉本 隆明

B5版 / ¥1000

吶 喊

4号

70ページ
400円

個別闘争・帯域と

我々の現在

I

支援にとつての〈争議〉と支援にとつての〈支援〉
 「過渡」としての労働者集会和政治的関与の位相
 戦后労働運動〈思想〉批判
 〈たたかい〉の持続の根拠とは何か
 S工高闘争の総括

畦倉 恭
 有馬 真
 齊藤 進
 太刀川 守

II

学生運動の規準について
 〈知〉的過程の自存構造と大学批判
 大学像の解体と転向の根を撃て

坂本 直
 藤田 浩
 高見沢 洋

発行所 新宿区百人町2-16-18 小林ビル105号 希望社
 (368) 4630

★蒼氓社でも取り扱います

〈かくめい〉への越境

共産主義者同盟政治論文集 / 700円

想像力・創造力が衰退し、空想と願望に転落する時、実践と問題意識は文献引用と先験に一般的な危機の強調に墮落する。冷徹なる歴史的現実を直視し、日本革命運動における負的伝統「啓蒙主義—大衆主義」の閉塞的円環と訣別し、観念—生活諸力を〈かくめい〉へ至らせんとする営為は、即党派—分派闘争への火蓋であった苦汁な闘争のうちに獲得した綱領的視座・階級形成論、三甲塚・砂川沖繩闘争のうちに生起した〈かくめい〉への問題提起、党派—分派闘争の理論的諸問題

共産主義者同盟「旗」編集委員会

共産同盟理論機関紙

II

- 一、大学問題の本格的浮上と時代水準下の集団問題についての提起
- 一、日大「学費」闘争の終りと政治の壁とは何か？
- 一、再び、まず臆より始めよ！

—— 青学大闘争報告 ——

大学問題の本格的浮上と時代水 準下の集団問題についての提起

この間の叛旗紙上における諸拠点フランクシオンからの報告にも明らかのように、政治帯域に存する者の側からの大学問題への関与は、集団編成の激しい情况的逸脱とその回収基礎の相互検討に向けて為されている。原理的なせまい本質規定は、その対象性の変容に耐えられなければ、混糾する情況の破片として浮上するにすぎない。我々にとって埋葬すべき破片は、大別して二色に分けることが出来る。ひとつは現時代水準下での集団編成・表現場の創出を、△現実▽以下の現実主義によってネグレクトする構改思潮であり、社会と國家の接ぎ目を実利的生活倫理で埋めんとする者である。さらに、表現場の創出と集団編成を、後者へのカマトト(三上治)によって△理念↓表現▽を物神化する者の輩出である。我々が、もしこれらとのたかいを放棄して現下の大学問題・運動的課題について何か語らんとすれば、全く名指し難いうっ屈やいらだちと心折しなければならなくなってしまう。我々にとって、不可避にかかえこんでいる表現場の創出と集団編成への思想的身体的拮抗は、政治的突出と持続力を保つ社会的運動によってのみ、架橋されるというこ

とは自明のことであるから。
関係のかくめいへの衝迫度は、政治的コミュニケーションの自立と、多義的な△個―共同性▽変容を、足下の、また自己の思想のフ

ロセスを明らかにしうる感性的思想的共同性の存在を唯一の条件として、はじめて唯の心象的破片であることを拒絶して進みうることは自明である。

一、早大闘争以降の2年間は

我々に何を告げているか

早大闘争以後の局面は、周知の如く、党派間の血で血を洗う抗争を生みおとした。我々は、必死の政治的突出によって、その封殺とたたかいながら、更にインフレ斗争に挑み敗退してきた。その間であっても、諸大学における大衆的闘争への試行錯誤的な関与はつづけられてきたし、かかえきれぬほどの困難な相互関係をひきずってきたのである。インフレ斗争下での青年における「クロボックリ」、立教大の「反差別潮流」との衝突、明学・中大・慶応etc.etc.での革マルとの波状的なゲバを含む学費・処分・学館斗争の展開は、負傷・下獄・離脱者の存在とともに検討・総括されなければならぬ。

(a) 早大闘争以降の局面が、革マル・中核・解放派の内ゲバへの推力に、どの様に、何故転化したのか、我々の実践・表現場の対象的課題に踏みこむ伏線として明らかにしてゆきたい。川口君リンチ殺人を契機に早大の日常は、はじめて底深い断層を露出した。「集団による個人への批判」が、はじめて本格的に、学生大衆のたたかしの対象とされたのであり、大学当局の規範力の衰退から自立する契機を創出したのである。諸派の根拠が、集団性―共同性の認着による倫理的空間にすぎないという、早大闘争の活動家の視座は、我

々に大学問題へ関与する感性的共同性と時代的水準の何たるかを示唆したのである。政治帯域の貧血状態とは異って、「集団による個人への批判」が、集団の特定性や主観的意味付与とつるんで、更にこの階級社会の人間の相互関係にかぶさって対することに対するたかいかいとして、古ぼけた反ヌタ理念に憑かれた革マルを、そして困難の度合を深める大学経営者の反社会的・非社会的姿を、根底からゆさぶった。しかしながら、我々にも、WACを結集軸とする活動家層にも、真に困難な課題は、当局者の革マル・権力との無節操なつるみかたの背後で、高次化した経済社会構成が加える圧迫であり、個別性・特定性に下降する幻想的国家的態様とたたかうための、形態・主体・持続力の困難さであった。革マル追求に始まり、学長団交、自治会再選、対マルゲバルト戦から図書館占拠へ至る過程を、たたかうために組織された集団の内部編成からしか、対象の選択、大衆との結合を画れない局面として、やる者が責任を持つしかないというかたちで、孤絶したまま突走った。

(b) 早大闘争における、集団性・共同性の波及は、我々の足下において、先に述べたようなかたちで、負的に現出した。また現象的には、それをほるかにうわまるかたちで、革共同両派・解放派の抗争へと至っている。政治思想上の壁の問題としてかんがえれば、「連赤」以来、情勢の転換も含めた上で、政治党派の集団問題へのぬきざしならぬ関与の水準として、対象的に扱わねばならない。「連赤」の内部規律は、政治が生活に介入するというなまやさいいものではなく、共同性・個性の幻想的構成を、自然的性関係を幻想的に封じることによってなしていることに視られるように、「閉じられている」という共同性の内部構成が、本質として作用する幻

二、表現へ像Vと集団問題の分離を政治的 共同性の内に獲得せよ

(a) 以上の累積的課題を経由して、さらに主体的な領域について少しくかんがえてゆきたい。我々の判断からすれば、生活実利意識の過剰を現出と異なる位相で、経済社会的な構成の問題は大学を例外とすることなく浮上しているとおもわれる。「私たちは、戦後自由国家の編成上の二重性ということを語ってきた。制度的民主主義と恣意的自由は、尖端から土俗まで、その表層をかすめるように構成されており、そこへ私たちがなりの経験をプラスして判断してきた。この構造的に無知であるあらゆる即自的党派理念は、尖端でのたかいかいをなそうとして遺制的理念に憑き、いきっぱなしになるだろうということを肝に銘じてきた。逆にせまく、諸々の大学闘争の渦中での経験のみならず、諸争議・支援・三里塚・砂川等での接線域における集団問題の浮上だけをとっても、個別課題・経済闘争・市民運動などどのような名辞を付与しようが、社会的局所への下降は、戦後大衆の恣意的自由の発現形態として視れば幻想性ゼロであり、遺制的な政治理念の耐えうるような問題ではなかった。大学闘争も例外ではありえず、管理層を中心とした機能的論理の出現は、大学問題を経済社会的に輪切りにしたうえで、単純化して切り抜けんとしてきたあらゆる即自的党派は、原則上の修正を余儀なくされたはずだが、その間のプロセスは全くとらえていまいほど明らかにされることはなかった。」(叛旗紙一〇七号)

我々は大学のへ場Vが、個々人の社会へのはめこまれかたによつて埋めつくされているということをはつきりとおさえるべきである。それは、社会現象として流通する学生像の拡散が、あらためて生活日常のしらしらと孤絶感の同在をとらえることを促す契機であるとともに、我々にとつての反面教師的な位置にあるからである。学び方にもいろいろあるべきである。ますますつくくなる経済的な圧迫と白茶けた日常感覚は共存しうるし、だれも恣意的学生像を演じざるをえないという問題は、共同性からのまたそれへ向けた問題である。如何のように、反政治的・非政治的な領域であろうとも、共同性は特定する思想があれば、その時代的水準を明らかにすることが可能である。

(b) 何が個性性に属し、何が共同性に属するのかが、明瞭になるためには、思想にとつての哲学が、政治にとつての集団問題が、持続的に課題となしうるしんとい実践がなければならぬ。我々の政治実践は、レンガを積みよるような単純な過程をふむという決意を、決して避けるべきではない。直接大衆のつきあひを欠く現下の状況は、我々の、政治実践の内存在性をへ集団も表現の自立も獲得せんとする試みによって、いかほどでも風通しをよくできるならば、そうすべきである。

(c) 大学問題の本格的浮上は、政治的関与の徹底的な無効性と学生大衆の無関心と拒絶の同在性によってのみおしはかることはできない。産業社会との連関付けを喪失した「知識」は、構造インフレーションによる新たな断層の露出によっていよいよもって場を喪失しており、大学の相対的価値はその相対性を容れさせながら、結局は、強力な政治的再編の環に幾度もすえられることは、まちがいない。この日本の社会では「政治的空白期」こそ、最も集

想域が、法以前であり、内部に在る人間は演劇的に演ずるか、宗教的に演ずるかのおいづれめられかたを示していることを示している。そういう意味では、政治党派の閉鎖性もたらす相互関係の屈折は、実体的権力を対象とするか、大衆的なたたかひにおける政治力の創出を対象とするかにかかわらず、いかんともしがたい内部腐蝕へ転化してきた。

(c) 我々は、大学闘争への関与における原則を、全共斗運動の渦中から形成してきたし、政治帯域の変容と拮抗しながら駆使してきたことは、だれにも恥じることはないとかんがえている。だからこそ、大衆的なたたかひの敗退にそうぐうすれば、原則の修正ではなく、より根底的な再構成において、大胆になそうと志してきた。ひとつは、学生運動という範ちゅうを解体すること。消費者運動なるものが、亡霊であるように、大学斗争を政治帯域の下半身とするいかなる主張をも批判の対象とすること。また逆に、如何なる微細な契機であつても大学共同幻想の構成転換がもたらす不可避な政治的要素を自立して排除せんとするたたかひを、全力で開き出すことなどである。基本的に変化はないが、早大闘争以降の諸実践は、大学共同幻想からの自立的契機に、その構成を転換する時代の水圧を加えており、共同性なき個人主義者としての規範的・世俗的な学生像の極北で、原則はただ原則として存在するだけの、味けないものに閉じられているのではないだろうか？

中した政治的要素の強固な残存域の吸収がおこなわれており、政治的共同性が遠心機でふりほどかれるように遠ざかるのである。我々はこのことを、ある種の構造化として了解してきた。社会と国家の継ぎ目は、直線的対応をもたないから、この構造化として了解することは、当然なのだ。外に向けては民族、内に向けては国民として発現した政治的国家は、外に向けての経済国家、内へ向けての物いわぬ法的（幻想的）下降と拡散として自由国家水準下での変容をなしてきた。情況本質的な変容の問題として、それらへの攻勢は現在未発であるが、様々な社会現象・非行の統括は、非政治・反政治域での大衆的流動が生みおとしているものである。家族と社会の接点は、個体・関係・集団・共同性を最も思想的対象として、扱われるときは、さなければならぬ地点であり、だれもが応えつづけねばならない領域である。現時水準下での集団問題は、根底的な反政治・非政治域のくりこみによって、揚棄の対象となりうる端緒を形成するのである。

日大「学費」斗争の 終りと政治の壁とは何か？

岡崎 浩

今年初頭の学費値上を巡る私達の細やかな対応について、この間私達が、その△総括V作業を充分にこなしているとは言いがたい。即ち、団交実行委編成内部での幾度かの△総括V討論に於ける、私達は私達の感性的な受感は、一つには、当局の幻想構成水準や、学生大衆の日常構成I大学への結集の準位を巡る私達の△判断Vが、分析を呼び、学費斗争や学園斗争の思想的I実践的過程に還相として今一度構造化する回路への着目に自覚的でない限り、指示的でない規範的言語として浮遊にさらされるであろうと云うことである。二つには、共同執筆や実行委署名での△総括V文章の想定が、加速度的に不能となり、同時に各構成員の△総括Vの位相が、学費斗争・学園斗争の△像Vや大衆像I判断の個性的水準としてではなく、特定の個体にとっての△学費Vの構成の契機や引き寄せ方の自己検証と云う位相で、限りなく△個体Vに還って行く、と云う想いである。だが逆に言えば、私や私達のこうした受感や、具体的な討論の場での現れ方と直面してくる事態は、現在私達が、自らにとっての△総括Vの基軸として对象的に扱うべき最大の課題であり、古典的△総括Vパターンや、旧来的な学費斗争に対する評価の無効性を語る以上に、私達が最も時代的情況的な契機として着目すべき課題ではないか。その意味で「学費」を巡る実践過程を今一度対象化する

回路は、序々にはあれ、その輪郭を現して来ており、そのこと△政治V帯域からの着目と課題の構成を、ここでの主要な対象としたいと思う。

△総括V作業が、Mの現実的実践的過程や具体的場面から課題を抽象し、そこでの抽象力や構想力を再度△現実Vへ還流させることを意味すると云う言い方や、この間の主体的位相での△総括軸が、一つには大衆への下降の領域、大衆Mを揃定する際のMの共同的I共時的契機への判断へ向かう位相と、二つには、団交実行委の集団編成や相互関係へ向かう位相が想定し得ると云う着目の仕方、その内部では間違いなき。だが恐らく、旧来的学生Mや大学斗争の風化と云う情況は、前者の位相については、ある特定の實踐に対する、ある特定の個体の言語化し得ぬ思い入れを過剰に跡づける傾向や、現実や大衆を指示的言語で裁断すると云う傾向を、膨化させている様に思われる。或いは後者の位相については、集団編成の帯域が、特定の個体の関係として仮構されてしまう事態を私達にもたらしている。そうであるとすれば、こうした傾向への自覚的対応は、私達の政治的判断について、跡づけや裁断でなく現在性として問う、△総括Vへの判断を構造化することではないのか。

その意味で、学費問題への判断構成として試みた私達の文章からの引用をしてみることにする。「授業や試験を「つぶせ」と云う契機の擁護と流動局面の想定は、単に当局に対する力学的圧力戦の謂ではなく、共同規範的存在様式と恣意的存在様式の△逆立Vを向処迄拡大し得るかの課題である。即ち具体的M表現として「学値上阻止」や「団交獲得」の為に「つぶす」ことを想定すること、学

生大衆の感性的契機の擁護とは問題が別である。「為に」と云う注釈を排した上でも、尚かつ「試験をつぶせ」と云うこととして発露する学生大衆の直接性と感性的契機は、大学の日常編成と対峙するからである。特定の日常的契機や△恣意Vを疎外することのない想像力こそが価値的であり、△恣意V性を収奪するのは、共同観念とその歴史の累積である。』

『問題は、△団交要求Vや共同行動として、信頼関係の水準で構成され維持されて来た相互了解や結合様式が、この時に最初で最後の逸脱を強いられたと云うことである。このことは、「原則」と云う名の超一般論に於いて、「団交要求と試験粉碎の主体は自ずと結集基準が異なるから」、「やる」者だけで「試験粉碎実行委」とかを「別に」組織すると云うことも、「間口をせばめて」「団交実行動隊」か何かでやれば良い、と云うことも決して意味しない。何故ならば△相互了解Vや△関係Vは、「何々論」や機能的△組織V分割の範囲にはないからであり、私達の想定したMや△団交要求Vは、機能や手段ではないからである。△関係Vは生身の人間と人間との△関係Vであり、私達は△闘いVを、生身の人間の行為と想定するからである。従ってこの程度のM-I組織把握は、M-I△団交要求Vを実体的I物理的有効性に還元し、「違うことをやるには違う組織を名乗る」と云う類の機能論と、活動家集団I先進的大衆I一般学生やI「指導部」I「ゲバルト好き」と云う程度の固定的裁断に昇天するのは先験的である。△団交要求Vは、△団交要求Vを結集規範として有するにも拘らず、団交の空間的獲得を機能的任務とする「機関」ではないのであり、不可避にMの共同的契機の包括I結合様式の重層的構造化や、個体と△集団Vの開放的△関係Vの質の保

障、△団実委V自身の現時的・現存的契機の構造化を、本質的課題として負うのである。(そしてここでは、政治集団員であるか否かに拘らず、私はこのことを全く等価に負うのである。) そうであるが故に、私達は自身の△根拠Vや△関係Vを放棄して身体的行為を物神化するのではなく、そのことをどれだけ扱えるかを今後の内在的総括課題とする方法を選択したのである。』(敢えて為された、「学」と対する判断と実践はどの様なものであったのか? 地区合宿へ向けた組織内文書、七六年二月)

幾分長い引用になったが、前者は具体的M局面で浮上した学年末試験への対応問題として、后者はその対応を巡る団実委編成内部での扱い方として、共に現実判断の構成と、そこでの規準について書かれたものである。

冒頭のモチーフに従って、こうした△現実判断Vに対して遡及して行く時の現在の検討視座と、総括軸の構成を試みることにする。

(1) 現実の場面に對する私達の個別的な現実判断は、その規準が△政治理念Vの内部に在ると否とに拘らず、団実委編成の内部に於いては徹底して相対的である。即ち、政治党派の理念や判断が先験的に優位であることも、或いは時代的契機として、特定の政治党派を構成する特定の個体の△判断Vが、相互関係内部で優位であることもあり得ない。また一方では、△政治V党派構成の如何を問わず、△大衆Vや△他者Vに對する判断の構成は、個体的・実利的判断の恣意的構成に代替されることはない。

(2) この時に、△学生大衆の共同規範的存在様式と恣意的存在様式の逆立の拡大Vと云う様な理念的想定が、団実委編成の内部に於いて討論と像交換が成立し得る位相と範囲は、一般的に言えば徹底

して△表現V位相での、△大衆や他者を想定するVと言う時の扱い方と内容の問題として構成される以外にない。ここでは、政治党派としての私達が、個体が常に党派を代弁するか、或いは逆に個体的実利的判断と差し換え可能であるかの仮構を相対化し対象化するに、△大衆Vや△他者Vの想定を、私達の個性的水準として表現することである。つまり、党派の△政治理念Vとして構成された言語を、更に共同的に上載せするのでなく、私達の個体的な像として押し出さない限り、かかる位相での団実委内の像交換は想定不能である云う様に思われる。

(3) 試験粉碎の対応を巡る討議過程を団実委の集団編成・相互関係の問題として総括的に視て行く上で明瞭にすべき点は、表現位相に於ける大衆や他者への判断と、特定の個体としての実利的判断や感性的了解との分岐の問題である。△学生大衆の共同規範的存在様式と恣意的存在様式の逆立の拡大Vと云う想定は、試験を粉碎するか否か、特定の実践や身体的行為を構成するか否か、そのことに特定の個体が参加するか否か、と云う様な個体としての現実判断の水準に於いては、個別的な条件や資質(例えば試験問題であれば、進級・単位取得・卒業・就職・家族・処分問題での射程や切実さの度合い等)を根拠とした判断が混在する筈である。この時に、先述の表現位相での大衆や他者の想定はその内部での個性的水準の範囲で問うと云うことを基底とすれば試験粉碎に對する表現位相での批判として判断された、具体的実践の必然性の拒絶であるのか、個別的な利害や感性としての拒絶であるのかを分離して扱うべきであり、両者共に徹底して課題を拡大し、対象化すべきであると思われる。

即ち、個体的な現実的な判断として構成された、「やりたくない」

と云う想いは、表現位相の批判や論理の整合性の内部で討論が成立し、相互転換がそれ自体で為されることはあり得ないと同時に、「やる」ことの必然性の論理的・理念的的了解は、内在性としての「やる」と云う現実判断には同致されないと云うことである。「やりたくない」と云う契機への、「やるべきだ」と云う批判一般は、恐らくそれ自体では啓蒙以上の意味を持たないと云うことである。

特定の個体にとっては、「やりたくない」ことの根拠や規準(或いは必然性の「なさ」)の了解(を巡って為される観念的な自己対象化過程と、「やらなさ」と云う極めて現実的な判断の自己統括が、共同観念の歴史的累積に顕現される歴史時間や、歴史的現実端△大衆Vや△他者Vを想定し、扱おうとしたことの△逸脱Vの根拠自体の自己対象化の回路と、個体的な現実判断がどれ程△歴史V的であり、どれ程△恣意V的であるかの規準を鮮明に問うべきではなからうか。

(4) △共同規範的存在様式と恣意的存在様式の逆立の拡大Vと云う想定が、政治的言語のもてあそびに堕さぬことの前提は、個々の学生や大衆にとって、特定の場面に於いてある時は共同規範的であり、ある時は恣意的であると云う実体的了解や、共同規範的な「強引な」水準への了解を歴史的時間に仮託する方法を徹底して集団編成に於ける課題が、それがどの様に個別的であり局所的であるとしても、現存的帯域から逸脱した表現位相内部で解消されることがなく、一切の先験的な共同観念によって解かれることもないと云うこと、そして△逆立の拡大Vと云う△言語Vが、どの様に視ても日

常的關係域それ自体では扱い得ない表現位相で語られる他はない。と云うことに、逆接的に、現在の課題を収斂させて行くことが、今の所の総括の規準ではないか。

△大衆Vや△他者Vを表現位相に於いて扱うことが△逸脱Vであり、思想の回路として△扱わないVと語る時には、恐らくそのことを何処まで拡大し得るかが問題である。自己対象化過程に於いて思想の回路として他者を想定することが、それ自体としては△共同性Vを扱うことではないとするならば、私達は個体的生活圏や自己史が、△集団V性へ疎外されて行く帯域をそこでの課題に、△他者Vや△大衆Vを想定すべきではないか。

特定の社会的局面に於ける特定の(地域的)集団編成や課題の扱を、△大衆Vの集団性の課題として客観化し、個々の人間関係の総和として社会編成から疎外されて編成される集団の帯域の課題として浮上させると云う回路は、(局地的)集団編成内部に於いて、個体的現実判断として可視される課題を、自然条件・歴史的現実への了解への解消としてでなく、△共同V的に扱う相互関係として、個体的観念・自己史の限定性との拮抗を構成することではないか。そしてこのことは、恐らく△政治V表現の内容が、人間の△社会V的存在に於いて、時代的刻印と個性的刻印の規定力の拡大として示されると云うことに拠っており、人間存在の個体的具象性と共同性との対立を、△家族Vの共同性と△社会Vの共同性の対立として扱いは、それ自体で極めて△政治V的であることに拠っている。

△個体の行動V、或いは、特定の場面に於ける特定の個体的特定の行動が、それ自体で現在具体的であり得ても現実的なものではない

いと云う把握に拠るならば、A現実Vに対する個体のA判断Vや行動が、究極的・本来的に恣意的に振舞い得る個体のそれであると云う仮構も、逆にそれ自体が歴史の必然であり、A個体Vを介する余地の無いものであると云う仮構も成立しない。そしてこのことは、言うまでもなく、A個体が究極的・本来的に恣意として行動出来ない現実の場で、なお個体としての行動の場を抽出しようとするれば、必然的に抽象化が行なわれるVと云うことに拠っている。A共同規範的存在様式と恣意的存在様式の逆立の拡大Vは、個体の表現に於ける根底的疎外を、表現の自立としての個体の概念像の獲得へ拡大することの謂であり、A恣意V性としての個体の時代的、歴史的存在の情況性か、根源的な人間の個性性としての存在様式として、心的世界の裡に産み出される対象的世界についての概念的構成を、表現として収奪されぬ基底を問うと云うことである。

試験粉碎と云う具体的実践に対して、共同行動の構成に至る集団編成内部でのプロセスと相互関係での課題抽出や、M展開で直面するA大衆Vへの下降とA集団Vの課題との通底として想定された政治判断が、具体的実践を共同的に「構成し得なかつた」と云う事態に対して、逆接的に何処迄扱い得るかが問われている。そして恐らく、そのことがA総括V作業にとって最初であり、最後の問題である。具体的実践を最大限に貫徹し得なかつたにも拘らず私達がどれだけA大衆Vを扱い得るか云うこと、しかし特定の大衆Mの局面に於いては、具体的実践が「為されても為されなくても同じ」であることが決してあり得ないとするならば、「やり足りなかつた」範囲での徹底した対象化を自らに課すべきである様に思う。

執拗に記した様に、A大衆Vへの判断や分析を、共同的理念の

内部で空転させることで判断や分析を構成した気になることよりは、団行実行委編成での総括や討論の困難性として浮上している事態について、そのことに対する厳密な判断を通して、A大衆Vへの通底視座を問うことが、具体的であるが故に、私達にとっては切実であり、当面の最大の課題である。言い換えれば、ここでの扱いは、A学生大衆の生活領域の下降Vや、A社会と生活の位相と水準を巡る政治思想・生活思想の自立的展開Vと云う時の、私達なりの現実的構成の一端である。

良く言語化し論理化し得ぬ範囲での着目点の所在について、どれだけ文章に構成し得たのか疑わしいが、こうしたA拠点V文章の構成が、私達の現在であり、過渡なのではないか。 (未了)

(編集注) この文章は京葉地区反帝戦戦日大連の一同志が政治組織内レジュメとして提出したのに手を加えたものです

再び、まず聴より始めよ!

青学大斗争報告

福智英彦

学生運動の解体が語られて久しいが、「かつての戦士や闘士たちが、運動へ登上した個性的・時代的契機と引き換えに得たものは、なんの変りつもない裸形氏された社会日常の深度であり、その内部

での自己統括不能に到りせしめられていく観念の浮遊化し現存の非在として顕現化している状況である。われわれにとっては、学生運動のA範型Vの解体自体は、歴史のぐぐりかたから可視的であり、A範型Vの解体を、自己や集団の内在的契機の側で現在状況の尖端的課題として扱うことが、大学理念(共同幻想)の拡散と対応しなくては

はわれわれが政治集団を構成しているから矛盾なのかという問いかけは、大学のA場Vの構成と歴史性をわれわれが、どのようなビジョンをもってその幻想の構成転換を為さんとしているのかという問い領域で、現在のな水準を鮮明にすることによって解答していくしかない。ここにわれわれが、集団論・関係のAかくめいVに注目し心血を注いだ時代的判断とそのことを普遍化していくトータルな政治・社会・ビジョンがある。そしてA情況的政治VとしてのA非政治・反政治Vの取り組みが、個人共同性を架橋する根源的政治の自立をして、新たな政治や学生運動へ転位する原動力となる微細な、そして緊張した方位がある。

叛旗紙百五・六号合併号での報告とそれ以降青学大でのA表現域VとA集団域Vに露現している状況をA主体的V情況に奪取する戦闘をまず一隅から進めてみよう。一部における「希望の日」フェスティバル粉碎闘争は、われわれやサークル有志や意志的個人が、集会実行委を結成した一二月からの具体的なたたかいかやそれ以降の総括討論での問題である。また二部における「二部自治会運動」の総括の問題は、「二部自凍結」以降の空白での関係域の浮上に対するA了解Vをめぐる半年間の論争の過程である。(新聞百五・六合併

号に若干の四月以降の問題を付加した)

(I)

「希望の日フェスティバル」粉碎闘争をピラ文章を抜粋して外郭をなぞってみたい。

『勝共連合十大木院長一派による宗教的遣制への退行に叛逆せよ』『親泣かせ』『花売り』等々でよく知られる宗教的政治集団が、二八〇三〇日に青学大において「希望の日フェスティバル」なる芸能・政治集會を開かんとしています。私たちは「希望の日フェスティバル」青学開催に対して以下のような批判と疑問を明らかにしたいと思います。①73年以降の青学大における大学の制度的再編への勝共連合の積極的加担と学生収奪に対する批判。②A大学理念V解体以降、再度のA宗教的遣制的理念Vの導入による大学の歴史的回行・非行としての勝共連合の役割への批判。③学院・大学・教授会へのフェスティバル青学開催に対する沈黙(許容と読み替え)に対する疑問と批判。(略)批判の根拠としてあるのはA大学批判VでありA勝共への感性的異和Vである。得体の知れない外人や同じような顔をした日本人が「こんにちは」と笑顔で寄り添ってくる感性が異和なのである。彼らが反共同体だから批判するのはなく(全くないわけでもないが)、彼らの倒錯した関係意識が現在情況として批判されるのである。』

『当局・勝共の「希望の日フェスティバル」強行開催糾弾』二五日我々は、多数の学生の結集によって「希望の日フェスティバル」青学開催に対する抗議集會を克ち取り、(略)開催日である二九日スト期間中にもかかわらず二〇名の学友諸君の結集によって抗議集會を克ち取りました。我々の集會に対して大学当局・勝共は、驚く

べきことに、スト期間中一大学休講のため学生大衆のいないことをいことに渋谷警察公安一機動隊(二百名)の導入によって弾圧してきました。「希望の日」青学開催、渋谷公安一機動隊導入による防衛という事態のなかで青学大の姿を余す所なく見ることができず。(略)七〇年以降の大学再編は「神学科の廃止」や「国際学部設置」という企業としての大学の姿を露呈しながら他方で「希望の日」開催に見られるように青学大のキリスト教精神という要件を手離すことができない。このように大学当局の学生統括の不能性は民主制の神話の崩壊という形で大学の本性を表にあらわし、管理支配体制の強化、制度規範の膨化を進行させた。数十名の処分者の数や、その立ち入り禁止の掲示を見ても、またクラス討論の禁止を始め学内での政治活動の禁止や、勝共を利用してのサークル支配一制度の強要によっても大学当局の学生収奪の姿を見ることができ『

集会実行委での討論は、内ゲバ爆弾に象徴される状況を、大衆的抗議行動を形造っていくところで、たまたかのイメージを対象化する領域でなされた。具体的には情宣一集会一デモといった大衆的行動にヘルメットをとって登場するという判断をたてたことである。ヘルメットをとる側には、大学の制度的日常との直接的抵抗を運動自体の内部に構成されなければ、とることには、実体的には青学大の弾圧の水準に抗しえないという問題があり、しかしまた一方、旧来的な活動家一ヘルメット覆面姿といったスタイルが、無効になっ

もその内部でタブー化しないで継続的討論に付すことにした。一月二五日の抗議集会には、集会実行委一五名プラス四〇名からの五〇名の学友の参集で為された。集会を内的に構成している自己の感性的契機が、勝共連合への嫌悪としてストレートに表明して、く場としてあるが故に、発言者の集会への参与の位相を際立たせ、アジテーションは、自由奔放、まさに十人十色であり、それ以上でなく、それ以下でもなかったのである。「過激」を発言も「消極的」かなと思われる発言も、集会の参加者には了解可能である範囲では、それなりのサマになっていたのである。

「希望の日フェスティバル」当日が交通ストに重ったことで、我々は最底限の抗議集会を、「形どおり」行なったのである。実体的粉砕行動が、流動的な学内状況を惹起させるとは思われないし、正直なところ、学生大衆の居ないところでの密室的なたたかいは、現在内ゲバ状況を現出するであろうし、何よりも「バカ」をみるのは我々だからである。それよりもスト明けの運動の展開に心を砕いた。

一二月スト明けと同時にサークル連合のサークルに介入し、フェスティバル問題・常任委(勝共系サークルで独占している)の批判をテコにして公開討論会への結果を呼びかけていった。集会実行委としての一定の収約的なそれとして準備された。集会実行委内部においては「フェスティバル」の事後的終息に伴う拡散が、その共同性の水準に規定される形でやってきたのは、この時期である。しかしこの拡散情況は、たまたかの出自に鮮明になれば、感性的直接性としての対象(勝共)が日常の後景と遠くことによる不可避的なそれとしてよく了解できることである。公開討論会は、対外的には不発であり、対内的(運動的)には、一応の収約の位置をもった。そ

して二名の学友に対する学部長レベルでの処分喝を付随させ総括討論が、情況的かつ根底的な集団域一共同域での累積された矛盾の開削と運動(表現)の持続一連続性をめぐる論争として為されたのである。

(Ⅲ)

集会実行委の集団編成で对象的であらねばならないことは、ヘルメット等に見られるような大学を取り巻く時代的情況を突破せんするときに、何を基準にし、どのような判断を構成したのかであり、②それに裏付けされた運動の射呈内における過渡性の了解の内容であり、③日常活動のうえでの個々の関与のしかたでのプロセスや条件等に対して相互に鮮明であることである。

①における時代的情況とは、前述した大学における内ゲバに限らず、下は家族から上は国家に到る全ゆる共同性の内部に発現せしめられている事態であり、このことに無関心を装ったり、対岸の火だとはぐらかせているどのようなニコポン集団も思想的盲目である。そして更に、それを客観的に有弁に語っても、われわれの日常にとって、内ゲバ爆弾をどのように演じることが可能なかが、切実な問である。どのように演じるか、ここに尖端的な時代情況に風穴を開ける判断の基準が凝縮している。少し乱暴に言い換えれば、大学に幻想の神話性・宗教性の入場Vそれ自体からの追放が、逆接的に幻想構成の水準としてのみの入知識Vの裸形を生起せしめ、入知識Vはその入関係Vをハク奪され、入制度化された知識Vとして投げ出され、思想的には、幻想の内ゲバ爆弾へと昇天していることに對して、どのような歯止めを打つかということである。

大学の現在の情況に風穴を開ける基準(基底)については、まず

学生の社会的日常Vと語られてきたものに注目しよう。学生は、大学の入場Vに実体的入生活Vや生き死がある訳ではない。大学は確かに社会的局所である。そこには学生にとっては、日常生活のアンテナの張り方をみれば、観念的にめぐらすしかないのである。「宙づりのインテリゲンジャ」や「観念的日常(生活の言語表現)」に社会的日常をみるしかないのである。全社会と局所の構造をそのような社会的(観念の宙づりの)日常のなかで透視すればよいのである。ただこのことが現実と衝突する時の変容を構成する必要があることは前提である。情況に風穴を開ける基準(基底)は、大学において徹底して、自己が抱える入社会日常Vの統括への観念のアンテナの張り方バランスに時代的根拠を与えることである。

②集会実行委の過渡性の了解は、フェスティバルの事実的終息と、一二月段階でのサークルへの介入に主体的道筋をつけることから為さねばならない。サークル連合の一般サークル員の恣意性(良心的な一部分を除いて、のぞき見趣味や過剰な保守主義の輩出)とその内部での空洞は、時代情況的課題として、みていくしかないのである。日常的な対立やズレを事実性の側で扱っても、われわれの学生百歩であることは自覚的であらねばない。集会実行委としての一月から二月にかけてのフェスティバル粉砕闘争を契機とした日常構成は、課題自体のもつ外在的吸引の自然的解体のところ、一定の段落をついた。そして本格的なたたかいは、自然的感性を超えたところでの領域を更に要請していることは、われわれが、まだまだ情況を突破するトータルな政治表現を日常性の側で獲得していきな

④集会実行委の多くの部分が二年以上の闘争の経験があり、この間の任務分担等の了解は、殆んど経験則から逸脱しないところとられてきた。しかしバイト等で生活費を念出しなければならぬ者も多くあり、相互確認等は不断にやっていた。また集会実行委以前からの恒常的な活動家相互には、関係域に対する累積されたものがあり、このことが共同性へ抵触する範囲では、開明的にたててきた。しかしながら矛盾は、うまく解消されたとは言難い。例えば党派と非党派員との関係がそうである。関係それ自体は、相対的であるにもかかわらず、規範的に転移していくことに対して、共同性への足の踏み込み方として構成しなければならぬ。

(IV)

青学大におまる制度的な意味での「二部自治会」は七四年段階で当局から自治会費を凍結させられており、合法的機関として現在はない。旧「二部自」を構成していた活動家層は、そのほとんどが、七一年か七二年年度入学であり、個人個人の自然的年令の側で不可避免的に訪れている。「二部自」は、集団としては一年前に解体していったのであるが、大学闘争からの撤収の基準(総括)をあいまいにしていたが故に状況に主体が全く一方的に侵食されていくといった惨状であった。われわれは再度、旧「二部自」の諸君の結集をはかり総括の深化と最底限での自らのたたかいを鮮明化せんとした。一〇月以降の連続した討論では、「二部自」における集団I関係域に集中した。恣意的自由の評価問題・生活・家族・社会人像Vをめぐる極めて情動的な政治としての入非政治・反政治Vへの不可避的下降として、集中したのである。この問題は「二部自」だけにとどまらず、われわれが関与している様々な入場Vにおいて噴出してきている。

政治「評論家」も「よよ」入乾坤一擲Vのレベルに帰着したと思われ(が)ドンキホーテになるのでもなく、政治帯域としての現実の共同性の入場Vでの格闘や緊張を思想的弾機にした政治表現を克ち取らねばならぬ。

(V)

四月以降、青学大におけるたたかいは、表面的には、ない。しかしながら、個々の活動家たちにとっては、焦眉の課題が、増々地上が為されている。一部では、当局の弾圧に抗し、持続的な大学I勝利共批判と新生オリエンテーション独自開催等として、また二部では、旧「二部自」総括討論に結集したほぼ全員で「二部活動者共闘」が結成され、困難な日常構成を為しながら、「大学問題討論会」等を開催している。われわれは半歩であるうと一歩一歩確実に進んでゆく所存である。

さて少し古くなるが、共産圏理論機関紙旗七号(第一論文、政治集団と規律)に入生活問題Vに関して至極当然のことなのであるが、この日本の政治思想においては、注目せねばならぬことを述べている。

『政治組織は、組織体としては原則的に個々の生活問題を規律的に扱わない。組織体として扱う範囲は政治行為と抵触する範囲での(組織的)生活問題である。個人個人としては生活は日常的に必然的にどのような形をとってあれ遂行せねばならぬ、せざるを得ぬ、かつ価値源泉としての具体事である。だが政治集団にとっては、それらの個別営為が政治集団内、協力、融和、緊張関係にマイナス材料をもたらす局面においてのみ、その限りで不均等正、政治気風の形成、大衆の信頼度の獲得の問題として扱われ、全体化される。』

⑤だが政治内容・戦略を内的結集軸、対外評価軸とする政治集団にとって一義的でないといえ、政治集団は人間集合としての関係の側面を有しており、そのレベルでは生活問題は規律関係としてではなく、文言化されぬ階級規範に則った相互批判関係として絶えず切開されねばならない。⑥生活問題については文言化された規律は必要ではなく、組織の集団的運営を円滑にしてゆく上での申し合わせ、取り決めが各級小集団単位でなされることで可である。』

われわれは、政治運動や社会的大衆的運動の内部で不断に生起する生活問題のタブー↓集団内部関係の捩れや齟齬↓内ゲバ・戦線離脱といったタームを根源的な関係のへかくめいVの側で徹底して止揚していかなければならない。ズブズブの経済主義者になるのでもなく、また恣意的自由そのままに入共同性Vから逃亡し、自分は一人だから解放されているのだと強弁する(本気で思っているのなら、この

旗 叛
 第10号
 JUN. 1975
 B5版 / 頒価 700

政治表現の原理的措定と
 経験的総括
 立花 薫
 日本国家と遺制的共同幻想(上)
 三上 治
 転形期の思想水路
 神津 陽
 インフレ批判の基礎理論(上)
 坂田 正彦

反帝戦線機関紙 第3号
 B5版94頁
 頒価500円

I 部

- (1) 最後のなるもの(の)後方、
 一山田 希
- (2) 労働界外と生活問題の位置
 一斎藤 進治
- (3) 過渡期における共同概念としての労働者運動
 一神岡 誠
- (4) 戦域・組合・理念
 一高田 登
- (5) 春闘をめぐる情勢と問題点
 一有馬 真

II 部

- (1) 国家公務員労働運動の(自立)の方向
 74春闘結果と展望
 一有馬 真
- (2) 個別闘争が達するべき思想的鞍部は何か
 光文社闘争に関して
 一畦合 泰
- (3) 中公開争の課題とは何か
 一矢島 太郎
- (4) S工高不当解雇撤回争議書
 一矢島 太郎
- (5) 制度と化した日教組を解体し学校教育理想を奪て
 一村上きよし
- (6) 福祉労働者のスト問題
 一村上きよし
- (7) 地方自治体の財政危機、人件費改革をいかに闘うか
 (寄稿) 一荒岡 修
- (8) 横浜港よりの報告
 (寄稿) 一谷川 龍太

発行 / **全国反帝戦線連合**
 (寄稿) 一西山 英生

全国の同志・友人諸君、全国反戦線連合機関誌「喧嘩5号」をお届けする。時代や社会は我々に苦闘を要求している。生活や家族日常のしがらみや関係を背負いながら、へたたかいVのへたくまいVの現在に固執する我々の裸形の姿態を明らかにしたいと思う。本号はI部を労働領域編とし、II部を学闘領域編の構成になっている。

我々は現在・光文社・教育社を始め諸々の争議支援に関わっているが、そこでの自立的闘いは、日常から逸脱せざるを得ないことにより、各々の生活軌跡と生活環境を抱えもち、多様な感性的契機を有する人格同士が、様々な葛藤やせめぎ合いを通じてある相互の合い言葉や約束事や基準を人工的に構成せんとする努力と営為を指示している。我々は、当該支援の実態的次元の相違を踏えつつ、なおかつ架橋せんと、一方では自前の政治思想や大衆像や日常的な集団編成の現存性をあからさまに突き出し、他方で、当該MEMバーの根底的葛藤や苦闘を引き寄せ政治思想の豊富化をなさんとしてきた。本号の光文社闘争支援、○○○争議報告は、そのひとつの里程標であり、社会運動の行き着く果てを示唆するものである。なお、争議支援報告は、現在も闘いが流動的であり、対権力・資本への配慮から伏字とせざるを得なかった。読者諸氏に了承願いたい。

計五回を数えた公開労働講座は、多くの教訓を残しながら五月二十日において終了した。毎年春の定期的行事として労働者の目前に現われる「春斗」が、もはや思想的にも実体的にも一片の階級性をもたない官製の労資協調レモニーに転落してしまつた現下において、中少企業のとりにけり現象労働者の斗いは、もはやかかる「春斗構造」を大きく跳躍し、逸脱してしまつている。それゆえ「賃上げ」・「配転阻止」・「合理化粉碎」、なかんずく「解雇撤回」斗争は、もはやきれいなことではすまないモロの生活を賭けた勝つか負けるかの鋭い対決を不可避としているのではないか。以上の状況の流動下で、政治帯域の浮上と階級判断をめぐって討論されたのが、労働講座のもくろみであった。本号においては、労働実行委からの小括と今後の課題に触れ、第3回労働講座の発言内容が収録されている。

II部においては、学生運動の困難性と飛躍の隘路を扱つたものである。一切の解放的感性や共同的契機を喪失し、表現の密室性や沈黙を強いられた学生運動の敗北と停滞の根は深い。停滞に抗し、敗北に抗わんとすれば、絶望的な他者破壊か感性の自己懂着か思想の自己円環かしか表わせない現状において、しかしながら、道制的共同観念への宗教的帰依や、ワク付けされた恣意的自由への盲目的受容は決して許されない。問題は、古い観念体系やイデオロギーの誘惑を相対化し無化する思想力の養成と、ワク付けされた恣意的自由への誘いを拒絶しうる足元での下半身での日常的感性―実践の研磨こそ重要ではないのか。現在の学生の自らの立脚点に基づいた、新しい様式―内容―流儀の内実を当論文は模索していると思う。

なお、本号において、収録予定であった第一―五回労働講座での諸発言は、集会実行委員会の手で現在その成果と内容をめぐり継続した討論を重ねており、発言者との相互了解や発表形式につき検討中です。本号では、取り急ぎ実行委員会と発言者の了承を得て、第三回の一部を掲載させて頂きました。全国の同志・友人・読者兄弟の冷厳な批判と意見の便りをお願いしたい。

一九七六年 初夏

全国反帝戦線連合

叛旗

共産主義者同盟

共産主義者同盟政治機関紙 「叛旗」の定期購読を!!

毎月1日・15日発行
定価 一部四頁 百円

定期購読の申込みは、開封、密封の区別を指定し、料金を添えて、現金書留か郵便振替で。

- 一、定期購読料金（郵送料共）
開封 24回 二七〇〇円
密封 24回 三三〇〇円
- 二、送り先
新宿区百人町一の一の一の三一 斎藤ビル
- 三、郵便振替
番号 東京一六一二八五六
宛先 蒼氓社

切り取り線

機関紙「叛旗」の定期購読を

（開封・密封）で一年分申し込みます。（該当するものに○印を）

住所（〒）

氏名

TEL(自宅)

(勤務先)

反帝戦線機関紙 一第2号一

呐喊

B5版 110頁
頒価 500円

I 部

- (1) 〈出版系労働争議〉の普遍的
課題とは何か
- (2) 組合日常性のうちに新たな〈原則〉を
—K職場闘争報告—
- (3) 教育社闘争に於ける経験的・中間総括
- (4) 労働者運動への政治的関与の準位
—畔倉 恭—

II 部

- (1) 立教大学学費闘争報告
- (2) 知的過程の変質と自立
—沢田俊一—
- (3) 大学共同幻想の転位と変質の構造

III 部

- (1) 政治表現の連続性を確保せよ!
—全国反帝戦線連合—
- (2) 朝鮮・アジア民衆の苦闘と
如何に連帯しうるか
- (3) 部落解放闘争への我々の見解
- (4) 先端—土着国家思想への
批判的戦闘へ
(寄稿) —神津 陽—

発行 / 全国反帝戦線連合

呐喊 第5号

500円

発行日 1976年6月15日
編集人 関口節夫
発行人 全国反帝戦線連合
発行所 新宿区百人町2-16-18
小林ビル105号 希望社
電話 03(368)4630

蒼氓社 新宿区百人町1-11-31
斉藤ビル504号 03(362)0149
関西支社 06(451)4803
でも取り扱います。

頒価 500円